

# 「京都府動物愛護管理推進計画」見直しについて（概要）

生活衛生課

「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部が平成17年6月に改正され、京都府では平成20年3月に人と動物の共生する社会づくりを目指した「京都府動物愛護管理推進計画」を作成いたしました。

平成25年8月に動物愛護管理基本指針（環境省）が見直されたことに伴い、推進計画を一部見直します。

## ◆ 動物愛護管理基本指針における推進計画に係る変更点

- 1 計画期間：平成35年度までの10年間
- 2 計画の記載項目：「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」を追加する。
- 3 引取頭数の目標：平成16年度の75%減を目指す。
- 4 点検及び見直し：毎年の点検と点検結果の施策への反映、基本指針の改定等に併せた見直しのほか、必要に応じて中間目標を設定する。

## ◆ 京都府動物愛護管理推進計画の概要

### 1 計画の趣旨・基本視点

○趣旨：府民一人ひとりが動物愛護についての理解を深め、動物が府民に広く受け入れられる社会の実現を目指す。

- 基本視点：① 府民の動物愛護・管理に関する活動の推進  
② 関係者間の協働関係の構築  
③ 施策の実行を支える基盤の整備

### 2 計画の見直し点

#### （1）現計画の進捗状況を勘案した内容修正

##### ▲数値目標

- ・苦情件数については、数値目標にほぼ達成できていることから数値目標を上げる。
- ・引取頭数についても、数値目標に近づいていることから数値目標を上げる。
- ・狂犬病予防注射実施率は、数値目標から文言目標に変更。

##### ▲作成する各ガイドブックやマニュアルに則した取組

- ・災害発生時動物救護マニュアル
- ・集合住宅での動物及び高齢動物の飼養に対するガイドブック
- ・猫の適正飼養ガイドブック

#### （2）新たな課題に対する取組

- ▲京都府と京都市との事業連携
- ▲動物の遺棄・虐待事案の防止対策として警察と連携した普及啓発等の実施
- ▲特定動物飼養者に対して、災害発生時等の緊急措置対応マニュアルの作成指導

### 3 計画期間

10年間（平成26～35年度） ※5年後を目途（平成30年度）に見直し

### 4 計画の数値目標

指 標	方 向	改正後 数値目標		平成18年度
			現在の目標値	
犬・猫の引取数	減 少	1,750頭 (75%減)	3,500頭 (50%減)	7,018頭
犬・猫等の苦情数	減 少	2,050件 (50%減)	2,600件 (35%減)	4,138件
引取犬の譲渡割合	増 加	70%	35%	24%
引取猫の譲渡割合	増 加	20%	1%	0.1%

## <参 考>

検討委員会のメンバー委員名簿（敬称略）

### <委員長>

大橋 文人 公立大学法人大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授

### <委員>

高木 光 国立大学法人京都大学大学院法学研究科・法学部教授

安積 初江 公益社団法人京都府獣医師会

岩田 法親 公益社団法人京都市獣医師会

上村 享 組合法人近畿ケネル協同組合代表理事

西原 裕美 公益社団法人日本愛玩動物協会京都府支部副支部長

上田 雅彦 京丹後市市民部市民課課長

石田 茂幸 久御山町民生部環境保全課課長

南 秀明 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課動物愛護係長

吉田 正美 公募一般府民

西村 裕子 公募一般府民

# 京都府動物愛護管理推進計画

平成 2 0 年 3 月

京 都 府

# 目 次

～ 人と動物が共生する社会の実現に向けて ～	1
第1章 計画の趣旨と基本方針	2
1 趣旨及び基本視点	2
2 計画の期間	2
3 役割と連携	2
4 施策展開の方向	3
第2章 現状・課題と施策	5
1 所有者責任の徹底	5
（1）動物飼養に当たっての基本的事項の徹底	5
（2）犬・猫の適正飼養の徹底	5
ア 犬の登録・狂犬病予防注射	5
イ 犬・猫に関する苦情・相談等	6
ウ 終生飼養の徹底	7
（3）特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底	8
2 動物取扱業等に対する社会的責任の徹底	8
（1）動物取扱業	8
（2）産業動物	9
（3）実験動物	10
3 人と動物のよりよい関係づくりの推進	10
（1）幼い頃からの動物愛護教育	10
（2）ボランティア等自主的な取組の促進	11
参考 市町村における取組	12
（3）身体障害者補助犬	12
4 捕獲動物等の返還・譲渡の推進	13
（1）返還と譲渡	13
（2）負傷動物の収容	14
5 府民と動物の安全の確保	14
（1）共通感染症対策	14
（2）災害時の対策	15
第3章 計画推進に向けて	16
1 計画の数値目標	16
2 達成状況を把握し見直す体制	16

## ～人と動物が共生する社会の実現に向けて～

動物は多くの人々に飼養されていますが、単なる愛玩の対象ではなく、生活の伴侶として飼う人の心に潤いと安らぎを与え、生きていく上での支えになるものとして、動物を飼うことへの志向は、高まっていくものと考えられます。

動物を飼養するに当たっては、その生命について尊厳を守り、みだりに殺し、傷つけ又は苦しめないように取り扱うとともに、その習性を考慮して適正に取り扱う必要があります。しかし、近隣の人への迷惑や危害を及ぼす行為、あるいは動物を捨てたり、動物を虐待するなどの行為も容易にはなくならない現状にあります。

京都府では、昭和30年代後半から犬の飼養頭数が急速に増え、それに伴い犬害苦情も増加しました。昭和45年度においては、犬による咬傷事故が372件あり、その多くは放し飼い等の飼い犬によるものでした。また、猫の飼養頭数の増加とともに放し飼いによる苦情や相談も増えてきました。一方、ライオン等の危険動物を飼養する事例も見られるようになり、昭和44年には京都市内でライオンの逸走事件が発生しました。

そのため、京都府では、飼養者の適正管理の自覚を促すとともに、社会的要望に応じるため、昭和46年に「動物の飼養管理に関する条例」を制定しました。条例の中では、「犬のけい留義務」、「特定動物の許可制」、「飼い猫の引取制度」等を規定し、動物の適正飼養と管理の徹底に取り組んできました。

その後、法令も整備され、所有者や動物取扱業者の責務等が規定されるとともに、平成17年の改正において、都道府県ごとに動物愛護管理推進計画を策定することが規定され、適正飼養に向けた実効性のある取り組みを行っていくこととなりました。

こうしたことを踏まえ、この動物愛護管理推進計画を策定し、動物の適正飼養及び管理の考え方を徹底するとともに、動物愛護の精神を広く普及し、府民合意の下に、人と動物が共生する社会づくりを目指した様々な取組を行っていきます。

# 第1章 計画の趣旨と基本方針

## 1 趣旨及び基本視点

この計画は、府民一人ひとりが、動物愛護についての理解を深め、所有者等が動物を適正に飼養することを通じて、動物が人と共に生活する存在として府民に広く受け入れられる社会づくりを目標としています。

対象動物の種類は様々である上、動物との接し方もライフスタイルや価値観等に深く関わっています。このため、動物愛護・管理に関する施策の実施に当たっては、行政機関、獣医師会、業界団体、府民団体など関係者間の協働はもとより、動物を飼っていない人も含め、府民一人ひとりの理解と協力が必要となります。

また、住宅密集地であるのかどうかやボランティア等自主的な活動の有無など地域の実情が異なることから、取組を円滑・着実に進めていくためには実態に合わせた基盤の整備が必要です。

### ■計画策定に当たっての基本視点

- ① 府民の動物愛護・管理に関する活動の盛り上げ
- ② 関係者間の協働関係の構築
- ③ 施策の実行を支える基盤の整備

## 2 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

## 3 役割と連携

動物愛護管理に関する課題は、所有者の飼養管理が不適切なために生じる近隣への迷惑行為など地域的なものから、狂犬病予防対策、動物の捕獲・収容、動物取扱業の監視指導、特定動物の飼養許可など、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。また、それぞれの課題に対しては、京都府、市町村、獣医師会など動物愛護・管理に係る団体等の多くの関係者が関わっていく必要があります。

今後、広く府民に認められる人と動物が共生する社会づくりを進めていくためには、所有者と動物の関係に主眼をおきながら、更に地域社会との関係にまで視野を広げ、各主体の連携・協働による取組を推進していく必要があります。

### (1) 府の役割

府は、動物愛護管理法等に基づく動物取扱業の登録、監視指導、動物の捕獲・収容・返還・譲渡等のほか、動物愛護週間行事等を通じて普及啓発や情報提供に努めるとともに、市町村の動物愛護管理施策や、動物愛護・管理に係る団体、動物愛護推進員、ボランティアなどによる地域に根ざした活動が府内全域で実施されるように支援し、計画全体が着実に推進されるようコーディネーターとしての役割も果たしていく必要があります。

### (2) 市町村の役割

市町村は、狂犬病予防法に基づき、犬の登録、狂犬病予防注射の実施について所有者の自覚を促すとともに、動物愛護に対する地域住民の理解を促進し、地域での愛護活動の担い手である動物愛護推進員やボランティアの活動を支援していく役割があり

ます。

なお、京都市は上記に加えて、指定市として府と同様に動物取扱業の登録、監視指導、動物の捕獲・収容等の業務を行っています。

### **(3) 所有者の役割**

人と動物が共生する社会づくりのためには、所有者の果たす役割が基本であり、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて生涯にわたり適正に飼養する責務を果たさなければなりません。

また、地域社会のルールを遵守し、迷惑をかけない飼い方を心がけるなど、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、行動することが求められます。

### **(4) 動物取扱業者の役割**

動物の販売業や保管業などの動物取扱業者は、適切な施設で飼養した健康な動物を提供するとともに、動物の特性、状態、飼育方法などの飼養に必要な情報を提供し、所有者が責任を持って動物を飼い続けることができるよう支援していくことが求められます。

### **(5) 動物愛護推進員の役割**

動物愛護に熱意と識見を有する府民の中から京都府又は京都市が委嘱する動物愛護推進員には、府や市町村と協力しながら、動物の愛護と適正飼養についての啓発等を行うことが求められます。

### **(6) 関係団体、ボランティア等の役割**

獣医師会など動物愛護・管理に係る団体やボランティアの役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、行政の動物愛護管理施策への協力や動物適正飼養講習会等の独自の活動を通じて、人と動物が共生する社会づくりを牽引して行くことが期待されています。

### **(7) 府民の役割**

人と同様に命あるものとして動物が共生できる社会を築いていくためには、府民一人ひとりの理解が必要です。

地域社会の中には動物愛護に積極的な人と動物に対して必ずしも好意を抱いていない人がいますが、お互いの立場や考え方の違いに理解を深めつつ人と動物が共生する社会づくりを進めていくため、動物愛護の精神を高揚することが重要です。

## **4 施策展開の方向**

人と動物が共生する社会の実現のためには、まず所有者の飼養に関する責任を徹底することを基本に、関係者が責任をもってそれぞれの役割をはたしていく必要があることから、次のとおり施策を展開することとしました。

### **○ 所有者責任の徹底**

狂犬病などの共通感染症の予防対策の徹底はもとより、地域における動物に関する苦情をなくし、動物の存在が地域の人々によって受容されるよう、適正な飼養管理、マナー向上とルール遵守を徹底します。

○ **動物取扱業等に対する社会的責任の徹底**

動物を飼おうとする人の多くが最初に出会う動物取扱業者が、社会的な自覚を持って所有者育成の担い手としてその役割を果たしていくよう、資質の向上を図るための研修会の実施や適切な監視指導などにより、その社会的責任を徹底します。

○ **人と動物のよりよい関係づくりの推進**

人と動物のよりよい関係づくりをめざすため、府と市町村、動物愛護推進員、動物愛護・管理に係る団体等がそれぞれ連携しながら、愛護活動への支援や啓発活動など多様な取組を推進します。

○ **捕獲動物等の返還・譲渡の推進**

所有者明示の普及やインターネットによる動物の種類、年齢等の情報の提供などにより、保健所や動物愛護管理センターにおいて捕獲した動物の返還や引き取った動物の譲渡を推進します。

○ **府民と動物の安全確保**

屋内飼養や輸入動物の増加など人と動物を取り巻く環境変化に伴い、感染リスクが増加している共通感染症への的確な対応や、災害発生を想定した対策を充実させることにより、人と動物の安全を確保します。

## 第2章 現状・課題と施策

### 1 所有者責任の徹底

#### (1) 動物飼養に当たっての基本的事項の徹底

##### <現状と課題>

動物愛護管理法は、所有者の明示等の所有者の責務について定めていますが、動物愛護に関する世論調査をみると、法の存在や法の内容について、知らないと答えた人が79.1%あり、法の周知や動物愛護管理への理解が徹底されていないことが窺えます。

##### <施策>

- ① 市町村、獣医師会、動物取扱業団体などと連携し、動物愛護週間行事等を通じて動物の適正飼養と愛護の普及啓発に努めます。
- ② 府民の動物愛護管理意識の向上のため、ホームページやイベント等により、動物の習性、飼育方法、共通感染症等の情報を提供します。

#### (2) 犬・猫の適正飼養の徹底

##### ア 犬の登録・狂犬病予防注射

##### <現状と課題>

犬の所有者は、狂犬病予防法により、犬を登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を犬の首輪に装着する義務があります。

京都府内における登録頭数は、平成18年度では119,044頭ですが、登録しないで飼養されている犬も多くいるものと考えられます。(ペットフード工業会による調査では、全国の犬の推定飼養頭数に比べて、登録率は約55%)

また、府内で登録している犬のうち狂犬病予防注射の実施率は約65.1%となっています。

鑑札等の装着については、動物世論調査でも装着している人は30.4%で、多くの犬は所有者明示がされていません。

【犬の登録・狂犬病予防注射頭数】 (単位:頭)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
登録	105,910	109,794	112,621	115,488	119,044
注射	73,347	74,205	76,705	75,193	77,539
実施率	69.3%	67.8%	68.1%	65.1%	65.1%

##### <施策>

- ① 市町村との連携・協力のもと、犬の所有者に対して広報紙・個別通知等により犬の登録、狂犬病予防注射について周知するとともに、強化期間を設定した定期集合注射の取組を促進します。また、市町村及び動物

病院において、鑑札、注射済票の受領後は速やかに装着するよう指導します。

- ② 市町村、動物病院、動物取扱業者やペット用品販売店等を通じて、マイクロチップの装着等を促進します。

## イ 犬・猫に関する苦情・相談等

### <現状と課題>

保健所や市町村への動物の苦情・相談の多くは、犬・猫に関するもので、犬が41%、猫が59%を占めており、いずれも「鳴声・臭気」に関するものが多くなっています。

発生場所としては集合住宅や人口密集地域での苦情・相談が多く、他の人に迷惑のかからないような飼養管理の徹底や猫の屋内飼養など所有者意識の向上が必要です。特に、犬はしつけ・訓練のできる動物であり、しつけ・訓練することにより、苦情の発生を防止できるとともに、周囲の人と調和した飼養を行うことができます。

また、近年、所有者において繁殖制限を行わないため、犬・猫等が増加し、管理不能となり、近隣へ迷惑を及ぼす事例も発生しています。

#### 【犬の苦情件数】

(単位:件)

年度	H14	H15	H16	H17	H18
鳴声・臭気	571	699	579	525	601
放し飼い	330	279	282	278	211
家屋等荒らし	61	56	131	108	44
捕獲依頼	720	677	530	490	403
その他	328	383	274	282	419
合計	2,010	2,094	1,796	1,683	1,678

#### 【猫の苦情件数】

(単位:件)

年度	H14	H15	H16	H17	H18
鳴声・臭気	573	530	594	578	776
放し飼い	192	163	98	206	260
家屋等荒らし	251	213	287	314	527
捕獲依頼	503	653	585	371	585
その他	766	562	487	423	312
合計	2,285	2,121	2,051	1,892	2,460

### <施策>

- ① 集合住宅での動物飼養のあり方に関するガイドラインを作成し、住宅販売業者や地元自治会を通じて所有者に配布します。
- ② 講習会の開催や啓発物の配布等により、猫の屋内飼養、不妊去勢手術及び首輪等の個体標識の装着を普及します。

また、飼養能力以上に多頭飼育を行っている場合は、必要に応じ、所有者に対して不妊去勢手術や譲渡などの指導を行います。

- ③ 犬のしつけ方教室の開催等により、所有者のモラル、マナーの向上を図ります。
- ④ 動物愛護管理センター、保健所等に動物の不適切な飼養、遺棄、虐待などに係る相談窓口を設けるとともに、市町村等と連携して所有者への立入調査、指導を行います。

## ウ 終生飼養の徹底

### <現状と課題>

#### ○引取

犬の引取数は、平成14年度の1,082頭が平成18年度には846頭と78%に減少しています。また、猫でも平成14年度の9,810頭が平成18年度には6,172頭と63%に減少しています。

しかしながら、近年、動物の寿命が延びたことにより、病気、高齢による衰弱、介護の困難等を理由とする高齢動物の引取が多く見られます。

#### 【引取頭数】 (単位:頭)

年度	H14	H15	H16	H17	H18
犬	1,082	907	1,093	816	846
猫	9,810	8,655	7,085	6,182	6,172

#### ○捕獲

飼養モラルの向上に伴い放し飼いや遺棄が減少した結果、野犬等の捕獲頭数は減少傾向にあり、平成14年度の596頭が平成18年度には384頭と64%に減少していますが、引き続き咬傷などの事故を防止するためにも適正飼養を進める必要があります。

#### 【野犬等の捕獲頭数】 (単位:頭)

年度	H14	H15	H16	H17	H18
頭数	596	539	459	471	384

### <施策>

- ① 購入時などあらゆる機会を通じて終生飼養の必要性を徹底するとともに、所有者から引取の申し出があった場合には、その後は引取を繰り返すことがないように終生飼養や繁殖防止措置を行うことを確認し、安易な犬・猫の処分を防止します。
- ② 高齢動物の飼養方法や終末医療等に関するガイドブックを作成し、市町村、動物病院や動物取扱業者を通じて所有者に配布します。

### (3) 特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底

#### <現状と課題>

特定動物はマイクロチップ等の個体識別措置の実施や5年ごとに飼養の許可を受けることが義務付けられており、飼養にあたっては逸走防止措置をとることとされています。現在、動物園等の16施設に特定動物の飼養が許可されています。

しかしながら、ワニガメ等が街中で発見されるなど、無許可で飼養されていた動物が逸走したと考えられる事例も発生しており、飼養保管許可の徹底が必要です。

#### 【特定動物の許可状況】(平成19年6月現在) (単位:頭)

種類	サル 10種	クマ 3種	猫科 4種	象 1種	カバ 1種	キリン 1種	猛禽 3種	ワニ 3種	ヘビ 5種	合計 31種
頭数	78	6	6	1	2	2	7	5	19	126

#### <施策>

- ① 特定動物の許可制度について、ホームページや動物取扱業者への資料配付等により、広く府民に周知徹底し無許可飼養を防止します。

## 2 動物取扱業等に対する社会的責任の徹底

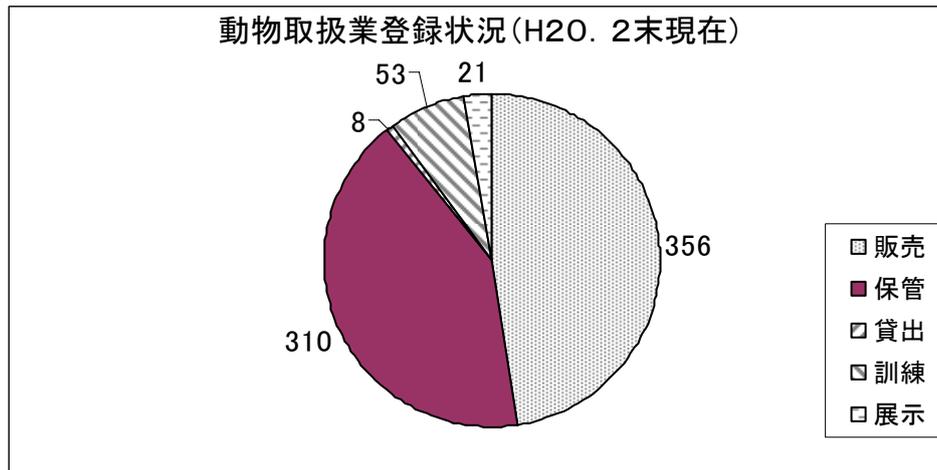
### (1) 動物取扱業

#### <現状と課題>

動物取扱業は登録する義務があり、その後5年ごとに更新するとともに、事業所ごとに動物取扱責任者を選任し、京都府等が実施する研修を受講させる義務があります。

併せて、動物の購入者に対して動物の特性、状態、飼育方法等について事前説明すること及び販売記録の保管が義務付けられており、悪質な業者に対しては、登録抹消等を行うこととなります。府内での動物取扱業は、平成20年2月末現在、634施設が登録しております。

また、動物取扱従事者についても、動物取扱いに係る知識や技術のレベルアップが必要です。



**<施策>**

- ① 動物取扱業団体との連携・協働による事業者研修及び動物取扱責任者研修会により動物取扱業者の更なる資質向上を図ります。  
また、業種に応じた自主管理点検表を作成し、点検表等の活用による業務管理を指導します。
- ② 動物取扱業者に対する計画的な立入監視、指導により、適正に業務が行われているかチェックするとともに、飼養方法や犬の登録義務等について事前説明をすること等について徹底します。
- ③ 動物取扱業者についてホームページで業種（販売、保管、貸出、訓練、展示）、所在地、登録期間などの登録内容を公表し情報提供を進めます。

**(2) 産業動物**

**<現状と課題>**

府内の産業動物（牛、馬、豚、鶏等の家畜・家禽）の飼養状況は次のとおりですが、産業動物の管理者及び所有者は、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害や人の生活環境の汚損を防止するように努める必要があります。

**【飼養頭数】**（平成19年2月現在）

畜種	乳用牛	肉用牛	豚	馬等	山羊等	イシ	合計
飼養戸数	113	145	20	46	32	8	364
飼養頭数	6,010	7,392	15,449	368	225	52	29,496
	13,402						

畜種	採卵鶏	ブロイラー	種鶏	アヒル・アガモ	合計
飼養戸数	1,176	51	5	105	1,337
飼養頭数	1,758,063	577,243	43,076	24,757	2,403,139

**<施策>**

- ① 家畜保健衛生所などの関係機関と連携し、「産業動物の飼養及び保管基準」の趣旨に添って産業動物の衛生管理、安全保持を指導し、飼養施設周辺の生活環境の汚損防

止等を徹底します。

### (3) 実験動物

#### <現状と課題>

動物が命あるものであることにかんがみ、実験等の利用に供するに当たっては、できる限りその使用数を削減するよう努めるなど「3Rの原則」(※)を遵守することが必要です。また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努める必要があります。

#### <施策>

- ① 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減の基準」、「研究機関等に関する動物実験等の実施に関する基本指針」に基づき、国や関係機関と連携して、「3Rの原則」をはじめ適切な動物実験を促進します。

#### ※「3Rの原則」

国際的に普及、定着している動物実験を行う際に留意すべき事項で

「代替法の活用(Replacement)」、「使用数の削減(Reduction)」及び「苦痛の軽減(Refinement)」をいいます。

## 3 人と動物のよりよい関係づくりの推進

### (1) 幼い頃からの動物愛護教育

#### <現状と課題>

動物愛護については、小さいときから動物を通じて生命尊重などを学び、経験することが大切ですが、こどもは動物と接する機会や場所が少なくなっており、動物を愛し接する術を身につけることが難しくなっています。

こうした中で、こどもたちが動物とふれあう機会をつくっていくことが必要です。

#### 【府民向け事業実績】

事業	対象	平成18年度実績
動物ふれあい教室	保育所・幼稚園	25施設 (2,197人)
動物訪問事業	老人ホーム等	7施設 (422人)
犬のしつけ方教室	飼い主	実技 11回(86人) 講習 11回(118人)

#### <施策>

- ① 市町村、教育委員会及びボランティアと連携し、保育所、幼稚園、小学校等での「動物ふれあい教室」、学校飼育動物活動等を実施します。

## (2) ボランティア等自主的な取組の促進

### <現状と課題>

地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たす動物愛護推進員は獣医師等120名を委嘱しています。

推進員に対しては、動物愛護推進協議会を設置して研修会を実施するなど活動の支援を行っており、推進員活動の活発化が期待されます。

動物愛護に関心を持ち動物愛護ボランティアに参加したいと考える府民は多く、飼養相談等の活動がみられますが、相互の連携は少なく、これらの活動を結びつけていく必要があります。

#### 【動物愛護推進員の委嘱数】

(単位：人)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19
人数	87	90	83	117	107	120

#### 【地域動物愛護管理推進組織】

区 分		対 象 地 域
京都市動物愛護推進協議会		京都市
京 都 府 動 物 愛 護 推 進 協 議 会	犬の適正飼養推進乙訓地域連絡協議会	向日市、長岡京市、大山崎町
	山城北犬の適正飼養推進連絡協議会	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市 久御山町、宇治田原町、井手町
	相楽犬の適正飼養推進協議会	木津川市、精華町、笠置町、和束町 南山城村
	動物愛護推進亀岡地区協議会	亀岡市
	南丹地区動物愛護推進協議会	南丹市、京丹波町
	中丹動物愛護推進協議会	福知山市、舞鶴市、綾部市
	丹後動物愛護推進協議会	宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町

### <施策>

- ① 市町村や地域住民の主催する動物適正飼養講習会等への講師派遣等を通じて、地域活動を促進し、社会的な協働意識の醸成を図ります。
- ② 市町村等の関係機関、地域の動物関係協議会や動物愛護推進員等と連携し、動物愛護に関するイベントなど地域における啓発事業を行います。
- ③ ボランティアとの連携を進め、自主活動を支援するため、ボランティア団体の交流会の開催、ネットワーク化による犬・猫の譲渡を促進する仕組みの構築などを進めていきます。
- ④ 無責任なエサやりの防止や譲渡の推進を盛り込んだ飼い主のいない猫

対策マニュアルを作成し、自治会によるパトロールの実施など地域での自主活動を支援します。

## 参考 市町村における取組

市町村における取組みとしては、散歩時の犬の糞放置を防止するための条例制定や広報誌での啓発、街角に掲示する看板の設置などとともに、保健所と連携して苦情対応や指導を行っています。

### 【市町村における動物愛護管理関係条例の現状】

区 分	条 例 名	対象動物	施 行 日
京都市	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	犬	昭和56年10月
京田辺市	まちをきれいにする条例	犬	平成10年10月
宇治市	環境美化推進条例	犬	平成12年 4月
大山崎町	生活環境美化に関する条例	犬	平成14年10月
亀岡市	環境美化条例	飼い犬等	平成17年 3月
城陽市	飼い犬のふん害の防止に関する条例	犬	平成17年 4月
与謝野町	まちを美しくする条例	犬、猫	平成18年 3月
八幡市	美しいまちづくりに関する条例	犬、猫	平成18年 3月
長岡京市	まちをきれいにする条例	愛玩動物	平成18年 7月
木津川市	空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	犬	平成19年 3月
宇治田原町	まちをきれいにする条例	犬	平成19年10月

## (3) 身体障害者補助犬

### <現状と課題>

身体障害者補助犬法が制定され、身体障害者が公共施設、公共交通機関、不特定多数の人が利用する施設等を利用する場合に、身体障害者補助犬を同伴することができるようになりました。

また、平成20年10月から、事業所・事務所についても常時雇用労働者が 56 人以上である場合は、補助犬同伴利用の受入れが義務化されることから、周知を十分に言い受入れに対する理解を進める必要があります。

### <施策>

- ① 身体障害者補助犬の社会的な役割について、啓発するとともに、同伴可能な施設への「ほじょ犬マーク」の掲示を進めるため、対象施設への資料配布等を行います。
- ② 補助犬同伴利用の受入れに係る苦情相談等に対応するため、苦情相談窓口を設置します。

## 4 捕獲動物等の返還・譲渡の推進

### (1) 返還と譲渡

#### <現状と課題>

捕獲された犬を所有者に返還する割合は、平成18年度で32%であり年々向上しています。

#### 【捕獲に対する返還割合】 (単位:頭)

年度	H14	H15	H16	H17	H18
捕獲頭数(A)	596	539	459	471	384
返還頭数(B)	123	137	109	109	123
割合(B/A)	21%	25%	24%	23%	32%

引取った犬・猫については、平成18年度で犬200頭、猫4頭を新しい飼い主に譲渡しました。

譲渡を希望する人の多くは子犬を希望し、成犬の希望が少ない状況です。近年は子犬の引取数が減少しているため、譲渡頭数は増加していません。

また、猫の譲渡率が極めて低いのは、生後間もない子猫が多く飼育が困難なために譲渡希望自体が少ないことによるものです。

#### 【引取犬の譲渡割合】 (単位:頭)

年度	H14	H15	H16	H17	H18
引取頭数(A)	1,082	907	1,093	816	846
譲渡頭数(B)	207	227	218	155	200
割合(B/A)	19%	25%	20%	19%	24%

#### 【引取猫の譲渡割合】 (単位:頭)

年度	H14	H15	H16	H17	H18
引取頭数(A)	9,810	8,655	7,085	6,182	6,172
譲渡頭数(B)	9	21	9	11	4
割合(B/A)	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%

#### 【引取における子犬・子猫の割合(平成18年度)】 (単位:頭)

区分	引取頭数(A)	うち子犬・子猫(B)	割合(B/A)
犬	846	263	31%
猫	6,172	5,236	85%

#### <施策>

- ① 市町村、警察等との情報共有化やホームページ等による捕獲犬情報の提供により、所有者への返還を進めます。譲渡会の開催予定、譲渡を行う犬・猫の種類、年齢等の情報をホームページで提供し譲渡を促進します。
- ② 譲渡を受けた方が犬・猫の飼養を放棄して引取を申し出ることがないように、

譲渡時に終生飼養を徹底します。

## (2) 負傷動物の收容

### <現状と課題>

所有者の判明しない負傷動物の收容は、京都市以外の地域は京都府動物愛護管理センター（京都市西京区）、京都市内は京都市家庭動物相談所（京都市南区）で行っています。負傷動物の收容頭数は平成18年度116頭であり、そのうち猫が108頭と90%以上を占めています。

負傷動物の多くは衰弱や交通事故などの外傷等によるものですが、京都府内は地形的に南北の距離があるため、負傷した動物を北部地域から動物愛護管理センターに搬入する場合は、時間がかかります。

### 【負傷動物の收容頭数】

(単位:頭)

年 度	H14	H15	H16	H17	H18
犬	15	16	14	7	8
猫	89	144	109	81	108
その他			1	1	
合 計	104	160	124	89	116

### <施策>

- ① 獣医師会の協力を得て、広く負傷動物の治療体制を整えるとともに、動物愛護管理センターの治療技術の向上を図ります。

## 5 府民と動物の安全の確保

### (1) 共通感染症対策

#### <現状と課題>

狂犬病などの共通感染症は、人と動物が同じ病原体により発症する感染症です。屋内飼養など動物と密着して暮らす今日、所有者等は十分配慮して動物から感染しないよう飼養する必要があります。

京都府では、人と動物の共通感染症の予防対策として、動物の所有者や動物取扱業者を対象とした、パンフレットやホームページ等の広報媒体による予防啓発に取り組んでおりますが、より一層徹底する必要があります。

狂犬病対策としては、疑いのある犬等が発見された場合に迅速で的確な対応が行えるよう、狂犬病対応マニュアルに基づき、市町村等の関係機関との連携強化が必要です。

併せて、感染症等の対策に従事する職員の専門性を高めておく必要もあります。

#### <施策>

- ① 共通感染症に関する正しい知識や動物の予防ワクチンの接種等に関するパンフレットを作成し、動物病院や動物取扱業者を通じて、所有者に情報提供を行います。

- ② 医師会、獣医師会、府関係機関等で構成する「共通感染症予防連絡調整会議」の開催を通じて情報交換や協力体制の確保を図ります。また、狂犬病対応マニュアルに基づく説明会や模擬訓練により、市町村、獣医師会等との協力体制の強化を図ります。
- ③ 獣医師会の協力により実施している「動物感染症サーベイランス事業」を充実し、共通感染症の発生動向の把握に努めます。
- ④ 京都舞鶴港において、海外からの狂犬病罹患犬等の上陸を防止するため、定期的な巡回監視や外航船員への啓発物の配布等を行います。
- ⑤ 国等が実施する感染症等に係る研修や講習会の受講により、関係職員の専門知識の習得や検査技術の向上を図ります。

## (2) 災害時の対策

### <現状と課題>

地震などの災害発生時には、被災した人の救護とともに、動物の救護、危害防止等の観点から、被災動物の収容及び餌の確保等の救護体制の確立、特定動物の逸走防止対策が必要になります。

このため、地域防災計画においては、被災時の家庭動物の保護及び収容対策について、市町村等の関係機関、団体と連携・協働して対処することを定めていますが、具体的な行動マニュアルを整備することが必要です。また、動物の所有者も日頃から災害に対する備えをしておく必要があります。

### <施策>

- ① 災害時の動物の救護、特定動物の逸走防止のため「動物救護マニュアル」を作成します。
- ② ガイドブック、広報誌等により、所有者に災害時の飼養管理に係る普及啓発を図ります。

## 第3章 計画推進に向けて

### 1 計画の数値目標

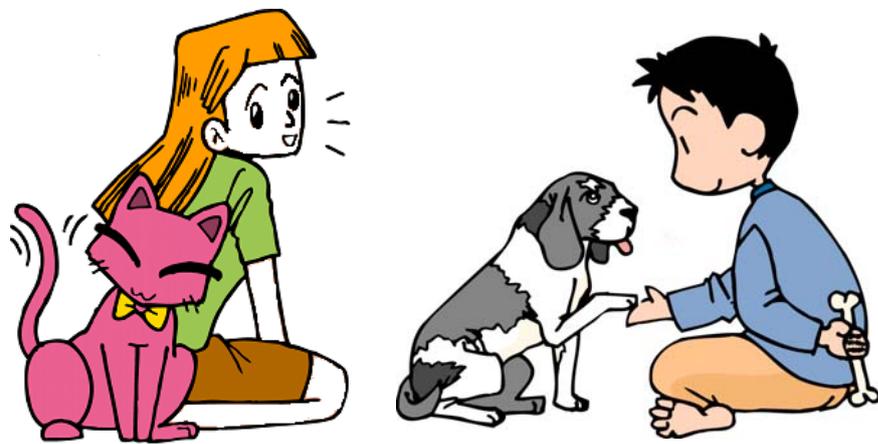
本計画は以下のとおり具体的な数値目標を定め取り組んでいきます。

指 標	方 向	数 値 指 標	平成18年度
犬・猫の引取数	減 少 ↓	3,500頭 (50%減)	7,018頭
犬・猫等の苦情数	減 少 ↓	2,600件 (35%減)	4,138件
引取犬の譲渡割合	増 加 ↑	35%	24%
引取猫の譲渡割合	増 加 ↑	1.0%	0.1%
狂犬病予防注射実施率	増 加 ↑	100%	65.1%

### 2 達成状況を把握し見直す体制

達成状況について関係団体等と分析、評価を行い、必要に応じて5年後を目途に計画の見直しを行います。

～ 京（みやこ）・どうぶつ共生プラン ～  
京都市動物愛護行動計画



平成21年4月

京 都 市

## ～ は じ め に ～

犬と人間との関わりは、古く1万年以上前からと言われており、我が国では奈良時代の人々が番犬や猟犬として犬を飼育する役職を設けていたという記録が残っています。

いにしへの京都“平安の都”でも、犬は愛玩動物として外飼いで宮中に飼われていたそうです。しかしながら、集団化した野犬が人を襲うことも多く、あまりかわいがるという対象ではありませんでした。

犬とは対照的に、猫は舶来の珍重すべき愛玩動物として貴族の間に広まり、屋内で綱や鈴をつけて愛玩されていたようです。「枕草子」や「源氏物語」などの中には、宮廷の女御たちが猫や犬を飼っていた記述があり、平安貴族のペットに対する関心がうかがわれます。

それから千年以上もの時を経た現在、本市においても、犬・猫を始めとする多種多様のペットが数多く飼われている状況にあります。少子長寿化、核家族化の進行等の社会情勢の変化に伴い、動物が単なる愛玩の対象としてだけでなく、飼い主の心にうるおいや癒しを与える人生の良き伴侶として、或いは家族の一員として人と共に暮らす社会へと変遷してきています。

しかし一方では、動物の虐待や遺棄、不適正な飼い方による近隣への迷惑行為など、動物の飼育等に関して様々な問題が発生しています。人々の動物に対する価値観の多様化や理解度の差異、飼育環境の地域性など様々な要因が複雑に絡まりあい、問題解決に向けての対策が難しく、社会的・地域的合意が得られにくいことなどが重要な課題となってきました。

こうした状況を受け、国においては、平成11年と平成17年に「動物の愛護及び管理に関する法律」を大幅に改正し、動物取扱業や危険動物の規制強化、動物の個体識別措置と特定動物の飼養規制などを盛り込むとともに、各都道府県に対しそれぞれの地域に即した「動物愛護管理推進計画」を定めることを義務づけました。

京都府においても、この間、昭和46年に「京都府動物の飼養管理に関する条例」を制定し、動物の適正飼養と管理の徹底に取組む一方、法改正を受け、平成20年3月には「京都府動物愛護管理推進計画」を策定し、動物の適正飼養及び管理の考え方を徹底するとともに、動物愛護の精神を広く普及し、府民合意の下に、人と動物が共生する社会づくりを目指した取組を行っています。

京都市におきましても、従来から、国の法律や府の条例に基づく様々な取組等を実施していますが、今般、京都府の「動物愛護管理推進計画」が策定されたのを受け、市域特有の問題をさらに掘り下げ、それら問題等の解決に向けた取組を定めた「京都市動物愛護行動計画」（愛称；京（みやこ）・どうぶつ共生プラン）を策定し、本市の動物愛護行政をより一層推進させるとともに、市民の動物愛護意識の高揚を図り、**人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会づくり**を目指します。

# 目 次

	頁
第1章 総論	
第1節 計画策定の趣旨	1
1 動物愛護行政の変遷	1
2 計画策定の趣旨と本計画の位置づけ	2
第2節 基本方針	3
1 基本的な視点	3
2 計画期間	3
第2章 京都市における動物愛護管理の現状と課題	
第1節 犬・猫に関する状況	4
1 犬の飼養に関する現況	4
2 犬・猫の終生飼養に関する現況	6
3 犬・猫の苦情等に関する現況	10
第2節 動物取扱業等に関する状況	11
1 動物取扱業に関する現況	11
2 特定動物に関する現況	12
3 産業動物，実験動物に関する現況	12
第3節 動物愛護普及啓発事業等に関する状況	13
1 普及啓発事業に関する現況	13
2 動物愛護推進協議会，動物愛護推進員に関する現況	13
第3章 施策推進の方向性と数値目標	
第1節 施策の目標と具体的な取組	14
1 殺処分数の大幅な減少	14
2 事業者の社会的責任の徹底	16
3 人と動物のよりよい関係づくり	16
第2節 数値目標	19
第4章 計画の円滑な推進	
第1節 それぞれの役割	20
1 市民の役割	20
2 動物取扱業者の役割	20
3 関係団体，ボランティア等の役割	20
4 市の役割	21
第2節 計画の進行管理	21
○ 語句説明	22

# 第 1 章 総 論

## 第 1 節 計画策定の趣旨

### 1 動物愛護行政の変遷

我が国における動物愛護行政は、昭和 25 年 8 月に公布された「狂犬病予防法」に基づく犬の登録や狂犬病予防注射の実施と、野犬捕獲業務に始まります。こうした犬の管理への取組により、昭和 32 年を最後に我が国からは狂犬病は撲滅されましたが、動物福祉に目を向けると、動物への虐待行為を取り締る法律は軽犯罪法による罰則規定ぐらいしかなく、犬や猫などの虐待防止に有効に機能するものではありませんでした。

本市では昭和 44 年 5 月に岡崎公園で飼い犬の譲渡を目的とした「第 1 回犬の交換会」をいち早く開催し、動物愛護に視点を置いた事業も展開していましたが、当時は犬の登録や野犬捕獲等に力点を置いた動物管理業務が主なものでした。

しかし、世界的な動物愛護の運動の高まりを受け、我が国においても昭和 48 年 10 月に、動物愛護意識の高揚と動物の適正飼養の推進を図ることを目的とする「動物の保護及び管理に関する法律」が公布されることとなり、動物愛護行政は大きく転換することとなりました。

本市の動物収容施設も、当初の「犬抑留所」から「飼犬指導所」、「飼養動物管理指導所」へと変遷し、昭和 54 年 10 月に現在の南区上鳥羽の地に庁舎を竣工するとともに「家庭動物相談所」に名称を改め、業務の主体を野犬捕獲や犬・猫の収容からペットの正しい飼い方の広報、健康相談、子犬の譲渡及び犬の避妊及び去勢手術費用の助成を開始するなど、動物愛護に向けた事業へと転換してきています。

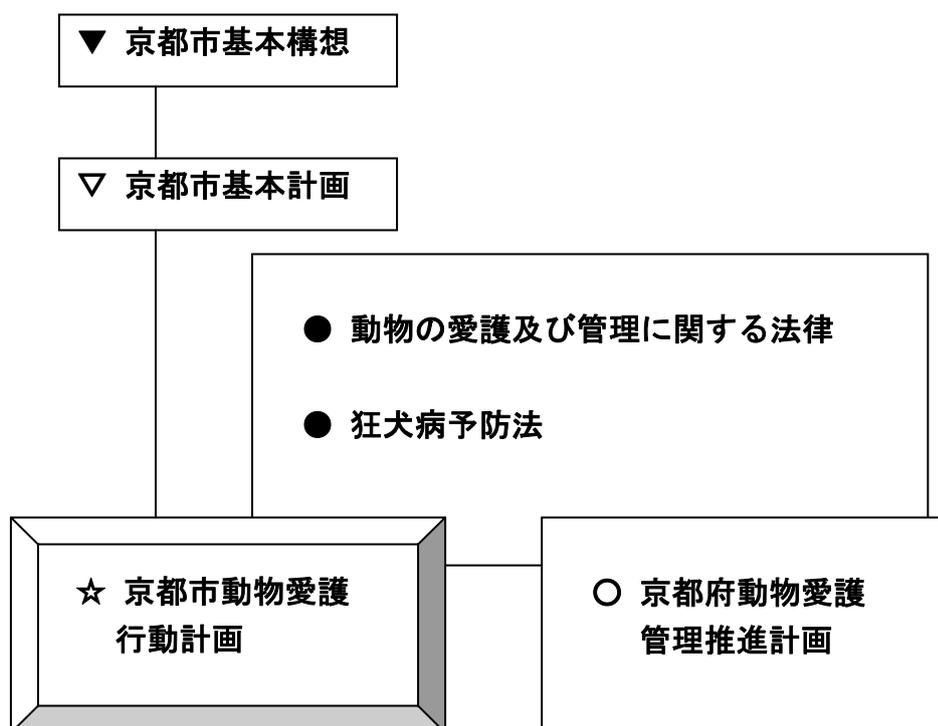
平成 11 年には、「動物の保護及び管理に関する法律」の見直しが行われ、その名称を「動物の保護」から「動物の愛護」へと改めた「動物の愛護及び管理に関する法律」が公布されました。これは、近年の核家族化、少子高齢化の中で、ペット動物が単なる愛玩物としてだけでなく、伴侶動物（コンパニオンアニマル）としての重要性が高まる反面、飼い主とそうでない者との意識の隔たりなどによるトラブルも顕在化しており、これらの諸問題の解決に向け、人と動物とのよりよい関係づくりを進めることを目指したものです。

本市においても、こうした流れを受け、本市の動物愛護に関する施策について協議する京都市動物愛護推進協議会を設置し、動物愛護フェスティバルやしつけ方教室などの動物愛護啓発事業の取組を進めてきています。

## 2 計画策定の趣旨と本計画の位置づけ

本市においては、これまでから「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例」に基づいて、様々な施策等を実施してきたところですが、「京都府動物愛護管理推進計画」が策定されたことを受け、本市におけるこれまでの取組を総括し、今後の動物愛護施策のさらなる充実を図るため、①従来の動物管理行政から動物愛護行政へのステップアップ、②獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体、市民、行政など関係するすべての人々による取組、③計画策定からその進行管理、評価などの各段階における情報公開と市民参加の推進、などの新たな視点を加え、本市特有の都市環境や地域事情に即したより具体的な施策等について「京都市動物愛護行動計画」（愛称；京（みやこ）・どうぶつ共生プラン）を策定するものです。

なお、本計画は、本市の基本的かつ総合的な計画とされる「京都市基本構想」及び「京都市基本計画」と調和した分野別計画としての側面を持つものです。



## 第2節 基本方針

### 1 基本的な視点

#### (1) 市民の動物の愛護及び管理に関する活動の高揚

- ・ 市民の動物愛護意識の高揚，適正飼養の推進。そのための様々な市民参画型動物愛護事業の開催
- ・ 動物飼養者や取扱業者等の意識向上
- ・ 地域での動物に関わる問題発生時に，周辺住民と協力して問題解決が図れるよう住民間の合意形成をサポート

#### (2) 関係者間の共汗(きょうかん)関係の構築

- ・ 関係機関・団体等（府，獣医師会，業界団体，愛護団体，調査研究機関など）と連携した取組の推進
- ・ 市各部署等との情報共有と連携（野生動物，産業動物及び感染症担当課，警察等）
- ・ 教育関係機関や動物園との連携（次代を担う子ども達への情操教育やすべての世代の人々への動物愛護精神の普及啓発）

#### (3) 施策の実行を支える基盤の整備

- ・ 様々な取組や活動を支える動物愛護管理施設の機能強化や活動拠点の整備
- ・ 動物愛護管理担当職員の動物由来感染症や動物飼養に関する，より専門的な知識の習得
- ・ 動物愛護推進員の委嘱推進，自治会や業界団体等への動物愛護活動支援

#### (4) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

- ・ 重点的・長期的な施策の実施
- ・ 危機管理対策（狂犬病等動物由来感染症対策，災害時対策等）
- ・ ペットの飼養や感染症に対する調査研究の実施による，課題分析，解決に向けた臨機応変な対策の実施

### 2 計画期間

本計画の期間は，平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

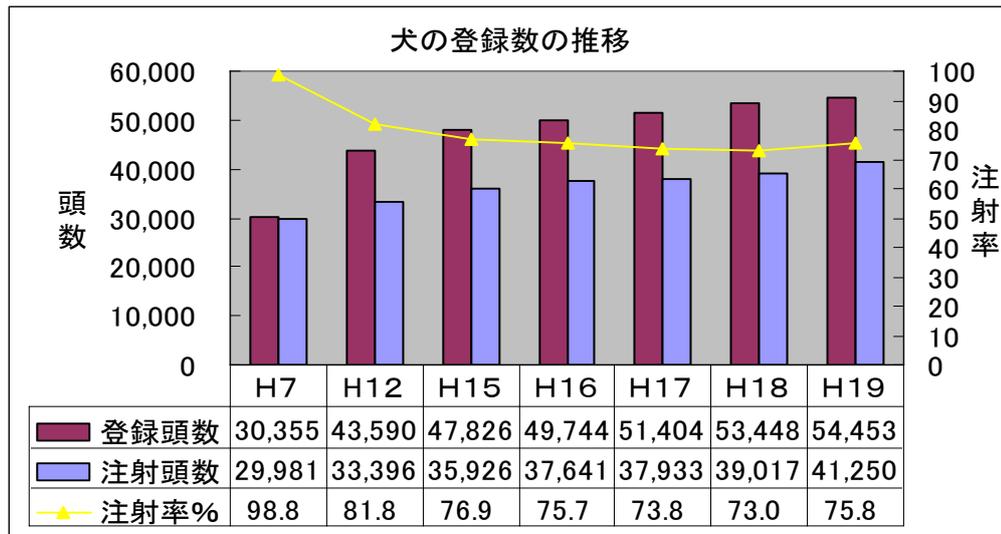
なお，「動物の愛護及び管理に関する法律」は平成12年の改正以後，概ね5年程度毎に見直すとされており，こうした法改正や社会情勢等も勘案しながら，本計画においても，概ね5年後に施策の評価・見直しを行います。

## 第2章 京都市における動物愛護管理の現状と課題

### 第1節 犬・猫に関する状況

#### 1 犬の飼養に関する現況

##### (1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況



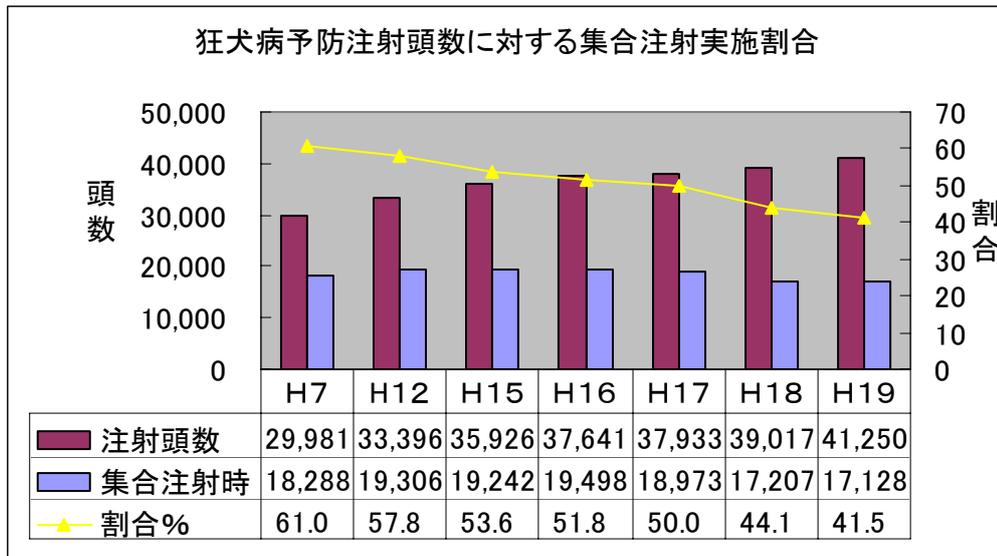
犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数は、平成19年度末において、登録頭数54,453頭、狂犬病予防注射頭数41,250頭で登録数に対する予防注射接種率は75.8%となっています。

経年変化を見ると、登録頭数及び予防注射頭数とも、犬の一生に一度の登録となった平成7年度以降増え続けており、以前と比べ室内で飼える小型犬種の登録が増えていることから、犬を飼う家庭が増えていることが分かります。

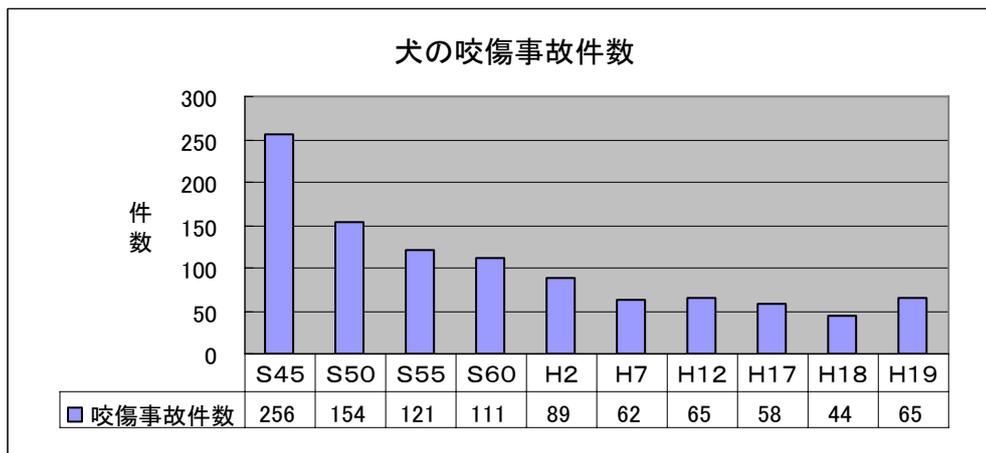
一方、予防注射接種率は逆に減少し続けており、ようやく19年度は18年度に比べ若干増加した状況です。近年、接種率が70%台で推移している要因としては、犬の死亡時における届出が徹底されていないこともありますが、ペットフード工業会の調査では、実際には登録頭数の2倍程度が飼養されていると推計されていることから、無登録、未注射犬の飼い主に対する狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射の必要性について、十分に周知徹底されていないことが考えられます。

本市では、狂犬病予防注射の接種率を上げる取組として、毎年4月に小学校等の会場を利用した集合注射を実施していますが、各年度の注射頭数に対する集合会場での注射接種割合（次表）は、平成17年度までは50%を超えており、市民の方にも集合注射が認知されていることがうかがわれます。しかし、18年、19年度には大きく集合会場での注射接種率が減少していることから、

動物病院での接種が増加している状況を踏まえ、新たな取組などを考える時期にきていると思われます。



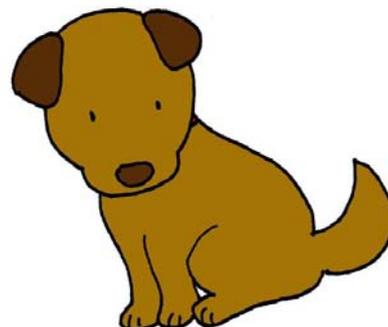
(2) 犬の咬傷事故の状況



人が犬に咬まれた時には、家庭動物相談所が当該犬について狂犬病の検診をするとともに、犬の飼い主に対して事故の再発防止を指導しています。

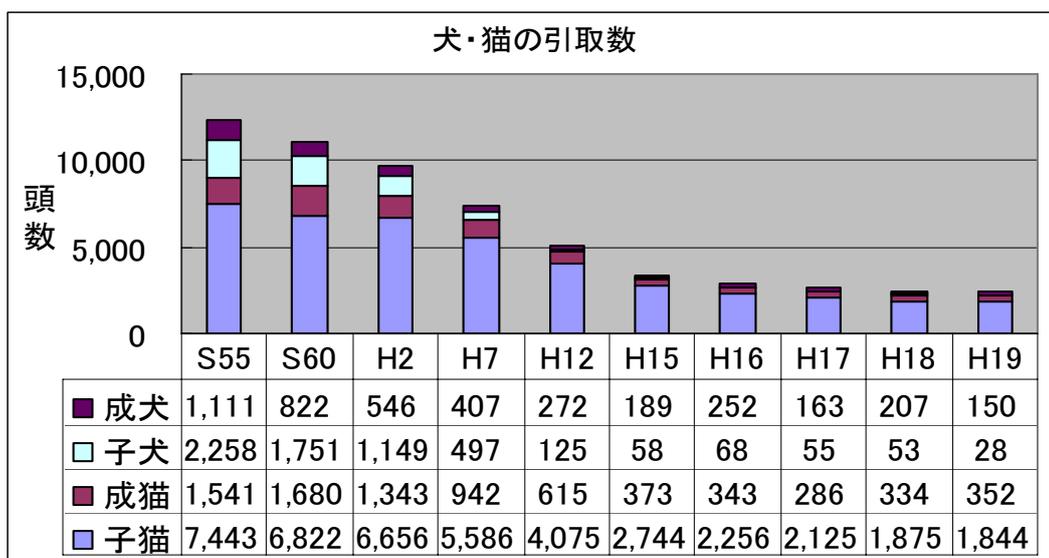
咬傷事故件数としては、最近では屋内での飼育が増えたことから60件前後で推移しており、飼い主宅への訪問時や散歩途中での事故が多く、放し飼いされた犬による事故は少なくなっています。

なお、登録や狂犬病予防注射を実施していない犬が咬傷を起こしている事故も相当数あり、狂犬病予防法に基づく飼い主責任を周知徹底していくことが重要です。

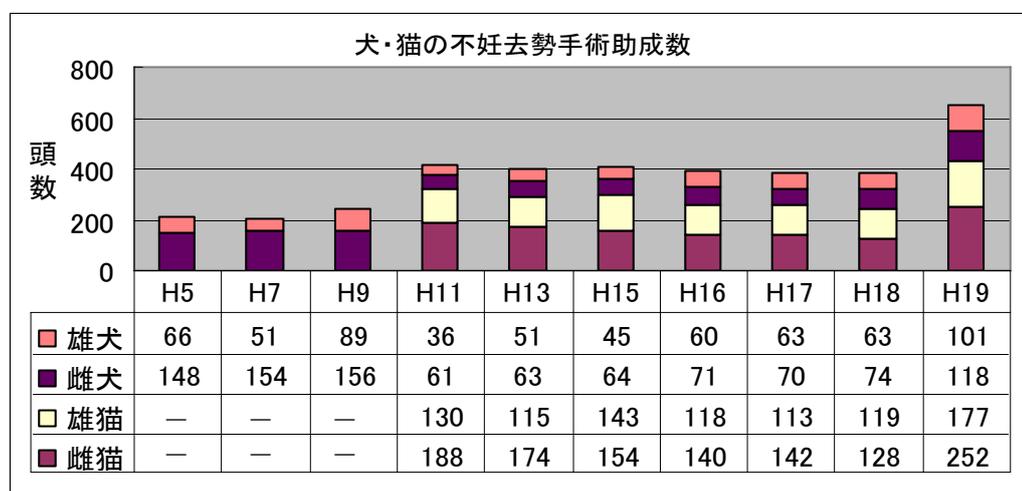


## 2 犬・猫の終生飼養に関する現況

### (1) 犬・猫の引取状況



犬・猫の引取り頭数は約30年前に比べると大きく減少しています。特に犬については5%（子犬は1～2%）程度までに減少していますが、最近5年間は成犬で200頭前後、子犬で50～60頭の横ばい状態になりつつあります。本市では犬の不妊手術費用の助成を昭和54年度から始めており、繁殖制限等に対する市民の意識の変化とあわせて、この取組が一定の成果を上げてきたものと思われれます。



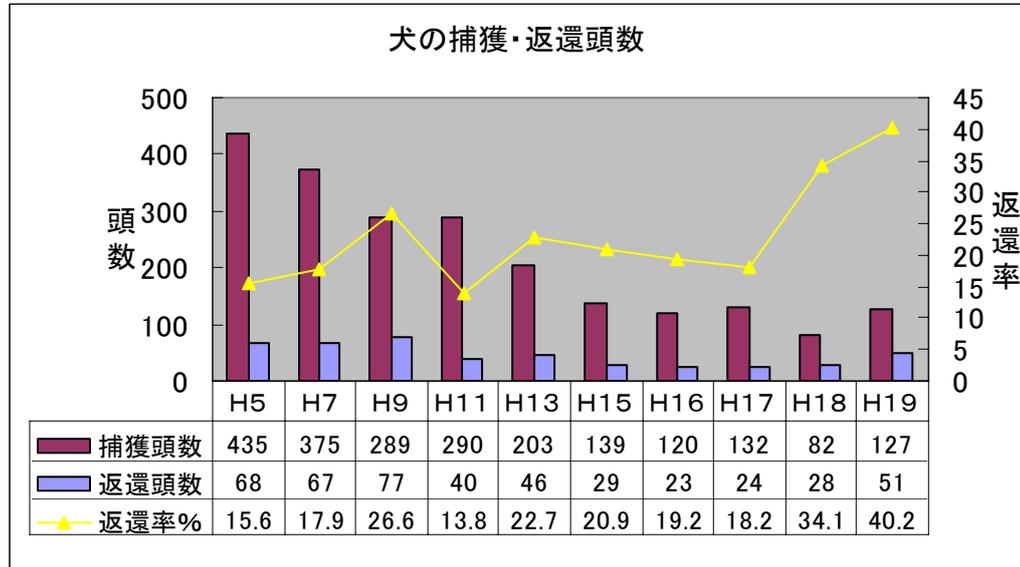
犬を手放す理由として、引越しや飼い主の体調悪化などの他に、犬が咬む、近所からの苦情や犬の高齢によるなど、飼い主側に起因するケースが多く見受けられます。

猫についてもこの間約4分の1に減少していますが、数値だけを見ると子猫が引取数の約8割を占めています。猫に対する不妊手術費用の助成は平成10年度から開始していますが、希望が多いことから平成19年度から助成総額を増額しました。その結果、猫の不妊手術数も増加しているため、今後さらに効果が上が

るものと思われます。

また、所有者のいない子猫に対する新たな取組等を講じる必要があると考えられます。

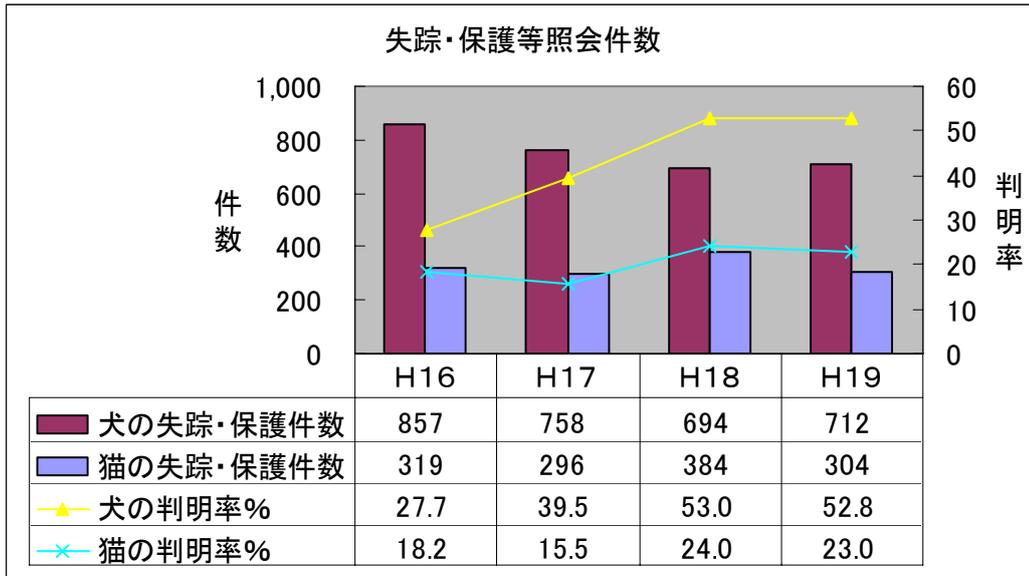
## (2) 犬の捕獲・保護、返還頭数



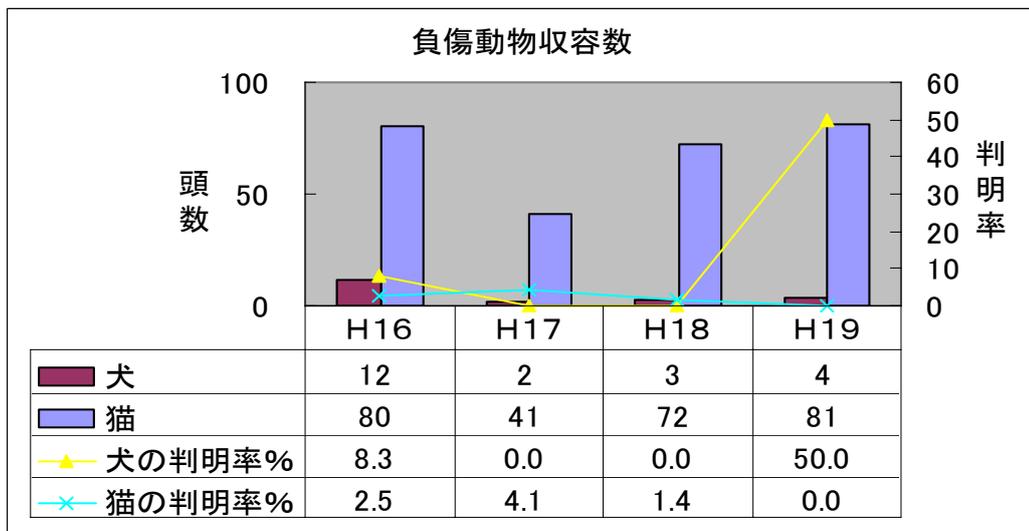
犬の捕獲・保護頭数は、この10年で半分以下に減少し、最近では100頭前後で推移しています。その多くは警察等で保護されたものです。犬の繁殖制限の普及による捨て犬の減少や室内飼養等の飼養形態の変化が要因として考えられますが、飼い犬が高齢や病気により放棄されたと思われる場合もあり、飼い主からの犬の引取と同様に、終生飼養についての認識が不足している飼い主が見受けられます。

一方で、捕獲・保護した犬の返還率は、平成17年度までは20%前後で推移していたのが、平成19年度には40%と増加しています。

なお、本市では各保健所等に届けられた犬・猫の失踪情報と保護情報（警察からの情報も含む）を家庭動物相談所で集約・照合し、できる限り早期に飼い主が判明するよう努めています。18年度、19年度には犬については判明率が50%を超えてきています。しかしながら、ほとんどの犬・猫には、所有者を明示する鑑札や名札等が装着されていないため、マイクロチップの装着を含めた個体識別の明示の必要性について、さらに浸透を図る必要があります。特に猫については、放し飼いに対しての抵抗感が希薄なため、保護される件数が少なく判明率も低い状況です。

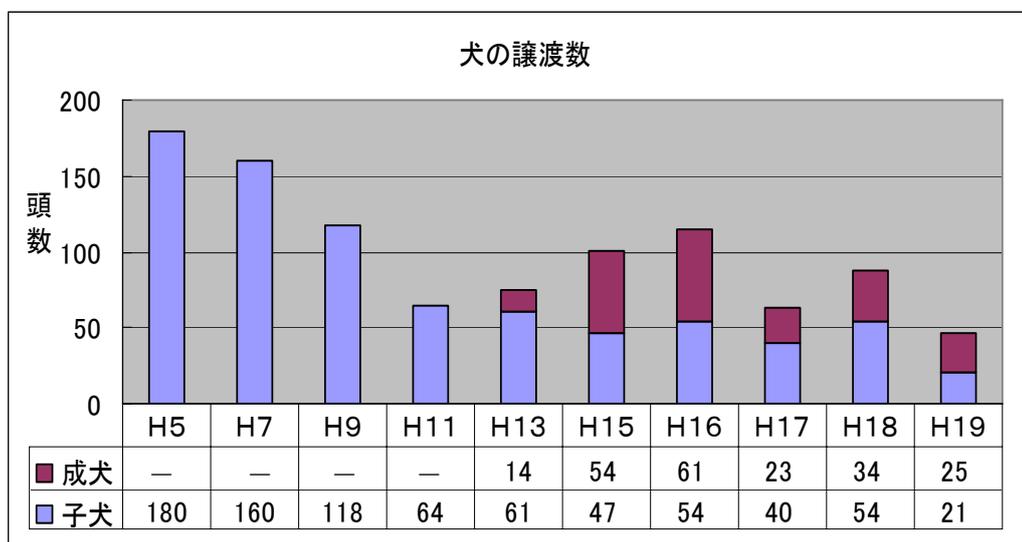


また、負傷した犬・猫についても保護収容し、けがの程度によっては応急的な措置を実施していますが、飼い主が判明し返還するまでにはほとんど至っていません。特に、猫についてはその数も多く、交通事故等に遭わないよう屋内飼養を勧奨すべきと思われます。



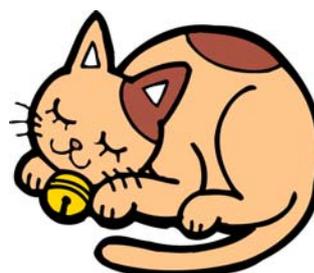
### (3) 犬の譲渡数

本市では、現在の家庭動物相談所設立当初（昭和54年）から持込まれた子犬については、希望者に譲渡してきました。また、成犬についても平成12年から、できるだけ生存の機会を増やす観点から、放棄された飼い犬や保護した犬のうち、その犬の適性を観察した上で譲渡しています。



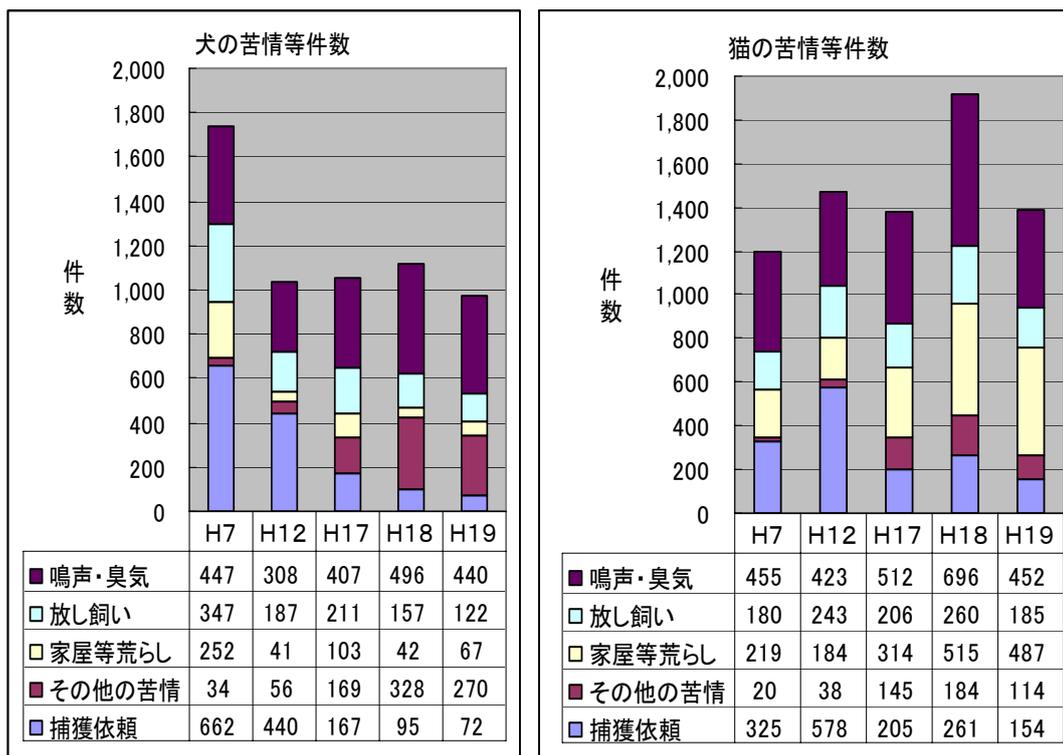
子犬の飼育を希望される方は多いものの、家庭動物相談所等に持込まれる子犬の減少に伴い、譲渡できる子犬の数も減ってきている状況にあります。平成18年度は引取った子犬のすべてを譲渡できましたが、平成12年から開始している成犬の譲渡については、譲渡対象として適した犬があまり多くなく、毎年20～30頭になっています。

なお、猫の譲渡については、飼い主の飼い方によって譲渡した猫がその地域で苦情の原因になることも考えられるなどの課題があります。本市では、犬と同じようにできる限り生存の機会を増やす観点から、譲渡についての検討に入っています。猫の譲渡をより進めるためには、譲渡先の飼育環境等を確認するなど一定のルールづくりを進める必要があります。



### 3 犬・猫の苦情等に関する現況

犬や猫に関する苦情件数は、毎年それぞれ約1,000件程度が保健所等に寄せられています。10年前と比べ、総件数、苦情内容の傾向に大きな変化は見られませんが、猫への苦情が犬に比べて約1.5倍に増えています。苦情内容としては、所有者不明猫へのエサやりに伴う臭気や庭荒らしの苦情、犬の散歩時に糞を始末しない飼い主への苦情が増えています。また、件数としては多くはありませんが、多頭飼育されている飼い主や動物取扱業者に対する臭いや鳴き声の苦情が繰り返されることもあります。



こうした苦情に対しては、パンフレットを用い啓発するとともに、飼い主等苦情先が判明している場合は、保健所職員が直接飼い主やエサやりをする人に指導等を行っています。また、糞の不始末等で飼い主の分からない場合などは、広報車両による適正飼養に関する広報や、糞の後始末を注意喚起する看板プレートを作成し、困っている人や地域へ配布するなどの取組も行っていきます。これらは、一部の飼い主のマナーの悪さが苦情の原因になっています。

また、猫が敷地内に侵入してくる対策（防御）の一つとして、平成15年度から猫がいやがる超音波による撃退機を各保健所に配備し、希望者に貸出を行っています。

## 第2節 動物取扱業等に関する状況

### 1 動物取扱業に関する現況

平成11年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正で、ペットショップ等の動物を取扱う業者が法の規制対象となったことにより、京都市長への届出が義務づけられ、ようやくこれらの業者が把握できるようになりました。

さらに、平成18年6月には、届出制から登録制へと規制が強化され、また、規制対象も飼養施設を持たないインターネット販売業者や出張訓練業、ペットシッターなどの業種まで広げられました。

動物取扱業の登録業者数（平成18年5月末は届出数）

	登録業者数	販売	保管	貸出	訓練	展示
平成20年3月末	306	181	178	6	31	6
平成19年5月末	229	146	137	1	17	2
平成18年5月末	217	184	106	5	18	2

平成20年3月末現在、登録業者数は306施設となっていますが、これらの登録業者には、各事業所において動物取扱責任者の配置義務と、本市が実施する責任者研修会への受講義務が課せられる一方、動物の販売時において、その動物の特性や飼養方法などの事前説明の実施と記録の管理も義務づけられています。しかし、本制度も始まったばかりであり、動物取扱業者の顧客への事前説明が十分でないことによる苦情や、多頭数扱うことによる臭気や鳴き声の苦情等が寄せられることもあります。業者の意識レベルにも差があり、レベルの底上げ、研修会の未受講者への対応等が課題となっています。

動物取扱業者は、市民が動物を飼い始める最初の窓口になるところでもあり、動物のプロとしての自覚を持って社会的役割を果たすよう強く指導する必要があります。



## 2 特定動物に関する現況

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管については、京都市長の許可が必要となっており、ライオン、ワニ、クマ等、約650種の動物が対象となっています。本市においては、平成20年3月末現在、京都市動物園や大学など13施設を許可しています。

特定動物飼養許可状況（平成20年3月末現在）

種類	サル	クマ	猫科	象	カバ	キリン	猛禽	ワニ	ヘビ	カメ	合計
頭数	46	5	6	1	1	2	7	6	27	3	104

特定動物については、マイクロチップ等の個体識別措置の実施や逸走防止設備の設置等が義務づけられており、その飼養者には、一般の動物の飼い主以上に社会的責任が強く求められます。

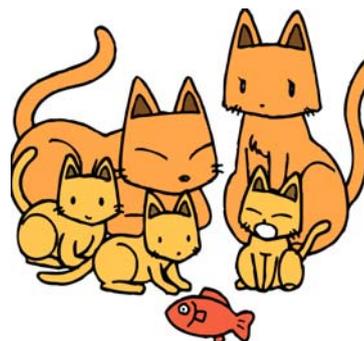
しかし、全国的に特定動物に限らず大型の爬虫類が捕獲される事例もあり、これら施設での適正飼養管理のため、立入調査等の監視指導が必要です。

## 3 産業動物、実験動物に関する現況

市内の産業動物（牛、馬、豚、鶏等の家畜・家禽）については、農林部局が所管していますが、その畜舎等からの汚水、臭い等について苦情が寄せられることもあるため、関連部署と連携し、周辺環境の保持や適切な飼養について指導していく必要があります。

また、大学や医薬業界の研究施設等で扱われている実験動物についても、その実態を把握し「3Rの原則」\*等を踏まえた適切な実験動物の取扱について、普及啓発を考えていかなければなりません。

\*「3Rの原則」；代替法の活用（Replacement）、使用数の制限（Reduction）  
苦痛の軽減（Refinement）



### 第3節 動物愛護普及啓発事業等に関する状況

#### 1 普及啓発事業に関する現況

動物の愛護と適正な飼養管理を推進していくためには、動物を飼養している方だけでなく、広く市民の理解が必要です。本市では、動物愛護週間（9月20日～26日）の時期に合わせ「動物愛護フェスティバル」を開催しています。

同フェスティバルでは、長寿犬（15歳以上の犬）の認定式や、事前に募集した動物愛護写真コンクールの表彰式、夏休みに実施した子ども動物愛護公開講座の受講者を動物愛護ジュニア推進員として認定する式典を行うとともに、（社）京都市獣医師会、動物愛護団体等の協力のもと、講演会やペットの病気及び飼い方相談会を実施しています。

また、平成16年度からは、家庭動物相談所等で犬のしつけ方教室も開催しています。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
動物愛護フェスティバル参加数	270	300	330	315	322
長寿犬認定頭数	95	153	156	142	149
写真コンクール応募作品数	129	86	60	104	67
子どもへの啓発講座	—	—	—	13	13
しつけ方教室受講者数	—	9	—	7	26*

\*見学のみ等の参加者含む

これらの取組は端緒についたばかりですが、長寿犬の認定などを楽しみにしている市民の方もおられ、社会的にも認知されつつあると思われまます。ただ、フェスティバル等は参加人数に限りがあり、また参加される方は、比較的動物への理解度が高い人々であることから、今後、多くの市民の方を対象とした動物愛護を広める啓発活動も必要と考えています。特に、これからの世代を担う子どもたちへの啓発は非常に重要であり、情操教育の一つとして教育機関等とも連携しながら取組を強化する必要があると考えています。

#### 2 動物愛護推進協議会、動物愛護推進員に関する現況

本市では、動物愛護の推進等について協議するため、平成17年10月に、有識者、京都市獣医師会、動物愛護団体や市民代表の方々等で構成する「京都市動物愛護推進協議会」を設置しました。その後、毎年2回程度、協議会を開催し、動物愛護施策への助言等を頂いています。

また、動物愛護に関する普及や支援を行う動物愛護推進員についても、平成17年12月に第1回委嘱式を開催し、現在、35名の方を委嘱しています。推進員の方には、狂犬病予防注射の会場での啓発活動や動物愛護フェスティバルへの参加など、本市の事業への参加並びに協力を頂いていますが、まだその活動に対する社会的認知度は低く、地域での問題解決に向けての活動にまでは至っていません。

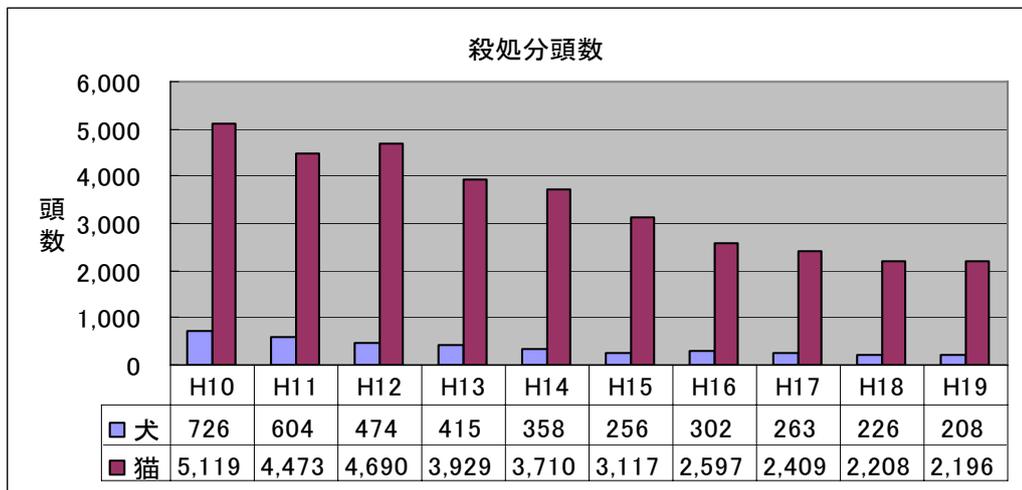
### 第3章 施策推進の方向性と数値目標

本計画の目標を定めるにあたり、施策推進の方向性を明確にするため3つの施策目標を掲げ、その目標の達成に向けた様々な取組を充実させていきます。また、その施策の達成状況を的確に評価するため5つの具体的な数値目標を定めました。

#### 第1節 施策の目標と具体的な取組

##### 1 殺処分数の大幅な減少

本市で殺処分している犬猫の頭数は、10年前に比べ約4割に減少していますが、まだ2,000頭を超えており、その9割が猫です。殺処分せざるを得ない動物の数を可能な限り少なくし、適正飼養を推進します。



#### (1) 飼い主責任の徹底

##### ① 終生飼養の徹底

啓発パンフレットの配布や市民しんぶんでの啓発記事の掲載に加え、動物取扱業者や動物病院等飼い主が利用する施設を通じて、飼い主の義務やその動物の習性等について啓発するなど、動物の終生飼養への取組を進めます。

また、子猫等の引き取り依頼が繰り返される地域については、飼養実態の把握に努め、飼養者に対し繁殖制限を含めた啓発を行います。

##### ② 登録・狂犬病予防接種率の向上【強化】

犬の登録・狂犬病予防注射については、より市民が利用しやすい登録と注射の実施方法や内容等について京都市獣医師会と協議しながら進めます。

##### ③ 咬傷事故の未然防止の徹底【強化】

犬の飼い主の社会的責任について十分な自覚を促すとともに、けい留方法や犬のしつけ方等の適正な飼養管理方法について啓発を行います。

#### ④ 迷惑問題の防止の徹底

犬猫の不適切な飼育や取扱いによる糞の放置、鳴き声、臭い等の迷惑問題に対して、適正な飼養管理方法の啓発及び指導を推進します。

#### ⑤ 猫の室内飼育の勧奨

猫については、放し飼いによる繁殖、交通事故及び感染症を予防するために、猫の室内飼育についての利点等を、パンフレットに盛り込み、広く啓発を図ります。

#### ⑥ 特定動物所有者の社会的責任の徹底

特定動物飼養保管の許可制度について、ホームページや動物取扱業者への資料配付等により、無許可の飼養保管を防止するとともに、特定動物飼養保管者に対しては個体識別措置、逸走防止措置等、法的義務の遵守について、確実に実施するよう指導します。

### (2) 保護・収容動物等の返還、譲渡の推進

#### ① 家庭動物相談所ホームページによる情報提供【新規】

保護・収容した犬・猫や譲渡対象となった犬の情報をホームページに登載し広く情報発信します。

#### ② 個体識別明示の徹底【強化】

保護・収容した動物のほとんどが連絡先等の所有者明示がなされていないことから、マイクロチップをはじめとする個体識別措置の利点について、パンフレット等を作成し広く普及啓発に努めます。

#### ③ 猫の譲渡手法の確立【新規】

収容した猫の生存の機会を増やすために、猫の譲渡制度を確立し、模範的な愛猫飼育者の育成を図ります。

#### ④ 獣医師会との連携による負傷動物の治療等の検討【新規】

負傷動物の治療等について、京都市獣医師会と連携し、より適切な処置ができるような体制の構築に努めます。

### (3) 所有者不明猫対策の推進

#### ① 所有者不明猫への無責任なエサやり行為防止に向けた取組【新規】

所有者不明猫に対する考え方は人によって様々であるが、地域内で所有者不明猫の飼養に取り組む際は地域猫として取り扱うなど、住民間で理解が得られるようサポートを行い、地域全体で適正な飼養が行われるよう推進します。

#### ② 不妊手術の推進（所有者不明猫への拡充）【強化】

現在、京都市からの避妊及び去勢手術費用の助成対象は飼い犬や飼い猫に限られていますが、所有者不明猫の繁殖制限が行われないことによる子猫の引取が後をたたないため、家庭動物相談所での手術の実施や所有者不明猫に対する助成適用について京都市獣医師会とも協議し、助成制度の見直しと充実を図ることにより、所有者不明猫自体の個体数を減らすような施策を進めます。

## 2 事業者の社会的責任の徹底

市民がペット等動物を購入する際の窓口となる動物取扱業者等と連携し、市民に対して飼養者としての義務や動物の習性等に必要な知識の普及啓発に努めます。

また、動物取扱業者、実験動物施設管理者等の自覚を促し、業界全体の資質向上が図れるよう取組を進めます。

### (1) 動物取扱業

#### ① 定期的な監視指導と不適正業者への厳正な対応【強化】

動物取扱業者に対して、定期的に立入検査を実施し、法令等に規定された基準の遵守、飼養・保管中の動物の健康と安全の保持等適正飼養がなされているか監視指導します。

#### ② 動物の販売時等の説明責任の徹底

動物取扱業者は動物を扱う専門家としての自覚とともに、市民が新たに動物を飼い始める時の窓口として、購入者への法令に基づく事前説明の際に、動物の生理・生態・習性等についての知識や、病気や高齢に至った際の注意など、飼養動物の終生飼養の責務等について十分な説明を行うよう指導します。

#### ③ 動物取扱責任者に対する講習会の実施

毎年必修となった「動物取扱責任者研修」を通じて、本市からも様々な最新情報を提供し、事業者や従業員の育成を図ります。

### (2) 実験動物・産業動物の適正な取扱

#### ① 実験動物施設における飼育状況の把握と指導の推進【新規】

サル等の特定動物の許可を有する大学の施設等を中心に実験動物の飼育状況を把握するとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知し、「3Rの原則（12頁参照）」等により、実験動物の適正な取扱いについて、普及啓発を行います。

#### ② 産業動物の関係部局と連携した指導の推進【新規】

畜産業者、養鶏業者等に対し、庁内関係部署と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、産業動物の生理・生態・習性等に応じた動物の管理に関して普及啓発を行います。

## 3 人と動物のよりよい関係づくり

動物を愛する気持ちを育てるためには、幼い頃から動物とふれあい、生命の大切さを学ぶ必要があることから、教育機関や動物園と連携した取組を進めます。

また、動物飼養に関する地域における多くの問題の早期解決と発生防止のために、地域の方々と協力して取組みます。

### (1) 動物愛護啓発施設を核とした啓発事業の実施

#### ① 市民がいつでも利用できる動物愛護の基幹施設としての機能の整備・充実

家庭動物相談所を市民や子ども達がいつでも利用でき、動物に関する学習等もできる施設にします。また、京都市獣医師会及び動物愛護団体と連携を取り

ながら、狂犬病予防やマイクロチップの普及啓発など市民の生活に、安心・安全とうるおいをもたらす行政機関としての機能を充実します。

## ② 同施設を利用した「しつけ方教室」等の定期的な開催

犬に関する苦情の原因の多くが飼い主の誤ったしつけに起因しています。そこで、本市家庭動物相談所において犬のしつけ方教室を定期的に開催し、人と動物のよりよい関係について市民にアドバイスします。

## ③ ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発【新規】

身体障害者補助犬、いわゆるワーキングドッグは現代の人間社会に欠くことができない存在です。関係団体等と連携しながら、当該犬に関しての知識や存在の普及に努めます。

## (2) 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施

### ① 学校教育現場での講習会等の実施【新規】

凶悪犯罪の低年齢化が進む中、学校教育の中で“命の大切さ”を情操教育として、早い段階から取り入れることが重要と考え、本市教育委員会や京都市獣医師会と協議、連携を図り、学校教育現場での講習会等を実施します。

### ② 動物園と連携した動物愛護の普及啓発【新規】

本市動物園と連携し、動物に「ふれて」、「見て」、「感じる」ことによって、すべての人々に生命の温かさと重みを伝えていくなど、園内の施設を活用した動物愛護精神の普及啓発を推進させます。

### ③ 子どもを対象とした動物とのふれあい講座等の開催【強化】

子どもたちが“命の大切さ”を学び、“心の豊かさ”を育むため、動物愛護団体等と連携し、子どもを対象とした動物とのふれあい講座等を定期的に開催し、“かけがえのない命を大切に作る心”を育てます。

## (3) 災害時対策

### ① 災害マニュアルの作成と周知【新規】

京都市地域防災計画に基づく、被災ペット動物等への対応体制の整備を迅速に行えるよう、京都市獣医師会や動物愛護団体、ボランティア等と連携した保護収容対策等の災害マニュアルを作成します。さらに、定期的なマニュアルの見直しと机上訓練を行い、災害発生時における対応に備えます。

### ② 関係機関との協力体制の構築【新規】

災害時には、多くのペットが被災することになり保護収容問題等もあることから、関係機関と連携し、動物による危害の防止やペットに関する情報の収集や提供を行う等の救護体制を整備します。

また、大規模な災害時には、京都府及び周辺の自治体との連携を図れるよう、日頃からの協力体制を確立します。

#### (4) 感染症対策

##### ① 動物由来感染症に関する啓発

感染症に係る啓発には、市民しんぶんやホームページなどを活用するほか、リーフレットやパンフレットなどの配布物を作成し、市民に広く啓発します。

##### ② 発生時に対応できる連絡体制の構築【新規】

災害発生時と同様に、感染症発生時においても関係機関と連携した体制を整備することから、関係者間の連絡体制を整備します。

また、京都府や周辺の自治体との連携を図れるよう、日頃からの協力体制を確立し、連絡網を整備します。

##### ③ 感染症等に関する情報収集と情報発信【新規】

狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等の感染症に関わる部局間の連携を緊密にし、日常から情報収集を行い、収集した情報は部局間で共有するとともにメディア等を活用した速やかな情報発信を行います。

#### (5) 人材育成と調査研究の推進

##### ① 動物愛護推進員の拡大と研修会の実施【強化】

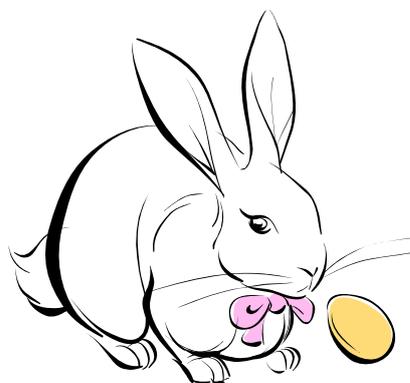
動物愛護施策を地域に根ざした身近な取組として展開していくには、地域での協力者である動物愛護推進員の確保が必須であるため、動物愛護推進員の委嘱を推進し、より多くの人材確保に努めます。また、併せて、動物愛護推進員の資質向上のため、研修会やセミナー等を開催し、地域における活動や災害時の活動を支える人材・動物愛護推進ボランティア等の育成に努めます。

##### ② 動物愛護に熟知した職員の育成

市民の様々な相談窓口となる動物愛護担当者の資質向上のため、動物愛護や狂犬病予防等に関する専門的な知識や技術の習得するための研修会や、担当者会議を定期的実施します。

##### ③ 動物由来感染症等に関する実態調査の実施【新規】

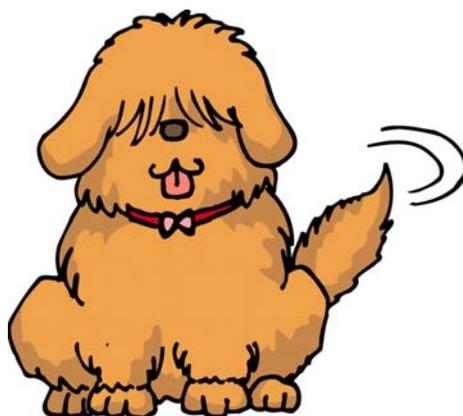
飼養動物の市域での現状を把握するため、必要に応じ、感染症の病原体保有状況や飼い方・愛護に関する実態調査を行い、その調査結果を感染症の予防、指導等に活用します。



## 第2節 数値目標

本計画では、平成19年度の本市実績を踏まえ、不幸な動物を減少させるために、10年後の具体的な数値目標を定め、取組みます。

目 標 項 目	目 標 値 (平成30年度目標)	平成19年度実績
犬猫の殺処分数	960頭(60%減)	2,404頭
犬の引取数	90頭(50%減)	178頭
猫の引取数	880頭(60%減)	2,196頭
失踪及び保護犬の 飼い主の判明率	65%	52%
失踪及び保護猫の 飼い主の判明率	40%	23%



## 第4章 計画の円滑な推進

### 第1節 それぞれの役割

本計画を円滑に推進し、人と動物とが共生できる潤いのある豊かな社会づくりを進めていくためには、所有者の動物愛護意識は勿論のこと、地域との関係がきわめて重要であり、広く市民の理解と協力のもと、関係者それぞれがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取組んでいく必要があります。

#### 1 市民の役割

動物を飼養する所有者は、関係法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて、生涯にわたり適正に飼養する責務を果たさなければなりません。地域社会のルールを遵守し、迷惑をかけない飼い方を心がけるなど、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していくことが求められます。

また、動物を飼養していない市民の方々も、動物愛護思想の高揚に努め、身近な動物や動物の飼養者、動物取扱業者などにも関心を持ち、動物に関わる問題を共有し、動物や動物愛護施策について理解を深め、地域での取組や問題解決など、地域における市民活動に積極的に協力することが求められます。

#### 2 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、市民に健康な動物を提供するとともに、購入者や購入希望者に対し、動物の特性、状態、飼育方法などの飼養に必要な情報を提供し、所有者責任の浸透を図り、動物を終生飼養することができるよう支援していくことが求められます。

また、動物取扱業者自身も、動物取扱のプロフェッショナルという自覚を持って、適切な施設での飼養、管理や適正な動物の取扱いなど、所有者の模範となるよう努め、動物愛護管理の発展に寄与することが求められます。

#### 3 関係団体、ボランティア等の役割

京都市獣医師会は、動物の専門家としてその果たす役割は多く、市の動物愛護管理行政の一翼を担っており、市と連携を密にし、本計画を共に進めていくことが求められています。

また、動物愛護・管理に係る団体やボランティアの方には、行政の動物愛護管理施策への協力を通じて、動物愛護管理思想の普及、人と動物が共生する社会づくりを牽引して行くことが期待されています。

#### 4 市の役割

京都市には、本計画の周知、各施策の計画的な実施と、関係者それぞれの役割が果たせるよう相互のコーディネーター役としての責務が課せられています。

また、動物由来感染症対策や災害時の動物救援等の総合的・広域的な動物愛護管理に関わる施策を、京都府をはじめ、国や他府縣市と連携して進めることが求められています。

#### 第2節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年度、各事業について事業達成度の評価を行い、同成果を広く市民に公表するとともに、京都市動物愛護推進員や京都市動物愛護推進協議会等での意見を参考にしながら進行管理を行います。



## ○ 語句説明

犬の登録	生後91日以上を飼養している飼い主は、犬の登録が義務づけられています。一度登録すれば、その犬が活着している限り、生涯有効です。飼い犬の死亡、所有者の変更、住所の変更があった場合は、住所を所轄する市町村へ届けなければなりません。
狂犬病	主に咬傷事故によって、犬や人を始めとする全ての哺乳動物が感染し、発症すると致死率はほぼ100%の動物由来感染症です。全世界では毎年3万5千～5万人が狂犬病により死亡しています。日本では狂犬病予防注射や検疫体制の充実により、1957年以降発生していませんが、狂犬病予防注射接種率の低下や海外交易の日常化から、今後の発生が懸念されています。
狂犬病予防注射	犬の予防注射の混合ワクチンとは別のものです。 犬の飼い主は毎年必ず1回、狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられていますが、狂犬病予防注射接種率は低下傾向にあり、本市において平成19年度では75.8%です。ペットフード工業会の調査から、登録数の約2倍に相当する未登録の犬が飼養されていると推計されており、狂犬病ウイルスが万一国内に侵入した場合、流行を抑えることができなくなるおそれがあります。 京都市では毎年4月に小学校等の会場を利用した狂犬病予防の集合注射を行っています。
狂犬病予防法	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とした法律です。犬の所有者に、飼い犬の登録（生涯一度）と狂犬病予防注射の接種（毎年）を義務付けています。
京都市基本計画	21世紀のまちづくりの方針を示した「京都市基本構想」を具体化するために、市民とのパートナーシップにより安らぎと華やぎのある京都を実現するための施策をまとめた総合計画です。「安らぎのある暮らし」、「華やぎのあるまち」、「市民との厚い信頼関係の構築」の3つの柱により構成されています。
京都市基本構想	京都市民が市民の視点から描いた市民自身の「2025年までの暮らしとまちづくり」として21世紀京都市政の目指すところを総合的に指し示すグランドビジョンです。

京都市動物愛護推進員	「動物の愛護及び管理に関する法律」第21条に基づき、地域に根付いた動物愛護に関するボランティア活動を推進していただく方々です。委嘱された推進員は動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図るため、行政と連携し活動しています。
京都市動物愛護推進協議会	「動物の愛護及び管理に関する法律」第22条に基づき、平成17年10月17日に設置されました。有識者、獣医師、動物愛護関係の公益法人の代表及び地域の市民団体の代表などの方から選ばれた10名の委員で構成されています。
軽犯罪法	我々が生活する上で、最低限守らなければならない事柄を定めた法律です。ペットの逸走、ペットの糞やブラッシングの毛の放置等も処罰の対象になることが記載されています。
咬傷事故	犬のしつけの不徹底や放し飼い等により、犬が人に咬みつく事故（咬傷事故）が発生した場合、直ちに保健所等へ届けなければなりません。京都市では、家庭動物相談所の狂犬病予防員が事故の再発防止についての指導や当該犬の検診を行っています。
譲渡	収容した犬及び猫について、新たな飼い主を探して譲り渡すこと。家庭動物相談所では収容した犬等の健康状態や性格等を調べるなど適性を観察した上で、希望者に譲渡を行っています。
地域猫	いわゆる野良猫を適切に飼養・管理するために、地域の方々の合意と協力のもとで、共同飼養する活動です。野良猫対策の一手段として、関東などの一部地域で取り組まれ、一定の評価を得ています。
長寿犬	市民の皆様に深い愛情をもって飼われている愛犬のうち満15歳以上で、狂犬病予防法に基づく登録や狂犬病予防注射を遵守し、他人に迷惑をかけることなく、適正に飼われている犬を長寿犬として認定しています。
動物の愛護及び管理に関する法律	動物の虐待の防止、動物の適正な取扱その他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした法律です。

動物由来感染症	様々な感染症のうち、動物から人にうつる感染症の総称。代表的なものとして、狂犬病、オウム病やトキソプラズマ症などがあります。
伴侶動物 (コンパニオン アニマル)	従来、ペットは一方的にかわいがる存在として、ペットや愛玩動物と呼んでいましたが、より飼い主と密接な関係を持っている動物、対等な関係やパートナーという意味で使われるようになりました。伴侶動物ともいわれます。
引取り	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、飼い主のやむを得ない事情により、飼うことができなくなった又は飼い主不明で保護された犬及び猫を、保健所又は家庭動物相談所で引き取っています。
避妊・去勢手術 の助成制度	不幸な犬や猫をつくらないのも飼い主の責任です。 本市では、望まない犬や猫が増えないように、避妊・去勢手術の助成を行っています。社団法人京都市獣医師会会員の動物病院で実施する避妊・去勢手術に対し、オス犬で4,000円、メス犬で、5,000円、猫(オス・メス共)で3,000円を補助しています。なお、(社)京都市獣医師会も同額を補助しています。(平成21年4月現在)
マイクロチップ	「動物の愛護及び管理に関する法律」において、個体識別措置が飼い主の責務として課されています。個体識別には鑑札や首輪など様々な方法がありますが、ICチップであるマイクロチップは最も有効とされています。チップに組み込まれたデータと登録データを照合することによって速やかに飼い主が判明しますので、迷子や事故、盗難防止等に威力を発揮します。
ワーキングドッグ	盲導犬、聴導犬、介助犬など狩猟以外の作業に従事する犬のこと。警察犬や災害救助犬、動物介在療法に係わるセラピー犬などもこれに含まれます。
ペットフード工業会	1969年に設立された国内でペットフード製造又は販売を行う企業で構成された団体。ペットフード市場の90%以上をカバーしており、ペットフードに関することのほか犬猫飼育率全国調査等の情報発信も行っています。

京 都 市 保 健 福 祉 局  
保 健 衛 生 推 進 室 生 活 衛 生 課  
TEL 075-222-3433  
FAX 075-222-3416  
E-mail eisei@city.kyoto.jp

## 平成 25 年度の動物愛護行政の取り組み概要

### ◆ 改正法施行に伴う取り組み

#### ▶ 条例改正

**条例名** 動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部を改正する条例

**公布日** 平成 25 年 7 月 5 日

**施行日** 平成 25 年 9 月 1 日

#### 内 容

- ・「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」と文言修正した。
- ・犬猫の譲渡対象を「所有者から引き取った犬・猫」から「所有者の判明しない犬猫」も含めて拡大した。

#### ▶ 規則改正

**規則名** 動物の飼養管理と愛護に関する条例施行規則及び京都府保健所長に  
権限を委任する規則の一部を改正する規則

**公布日** 平成 25 年 8 月 30 日

**施行日** 平成 25 年 9 月 1 日

#### 内 容

- ・改正法施行に伴い、新たに生ずる「犬猫等販売業者の動物健康安全計画の届出受理」、「第二種動物取扱業の届出受理」等の事務を保健所長に権限委任した。
- ・特定動物の飼養許可事務を保健所長に委譲した。

▶ 第一種動物取扱業へ改正法施行の徹底

・改正法施行前(平成25年8月)に、動物取扱責任者研修会を府内4カ所(宮津市、南丹市、城陽市、木津川市)で開催。

・さらに徹底するため、平成25年10月に2カ所(舞鶴市、宇治市)で開催。

・すべての第一種動物取扱業者に改正法施行の趣旨文書配布

・すべての犬猫等販売業者から健康安全計画提出済み。

▶ 第二種動物取扱業の届出提出指導(府内3施設)

◆ 府市協調動物愛護事業の実施

▶ 長寿犬表彰

**応募条件** 15歳以上の家庭犬

登録および狂犬病予防注射済みであること。

咬傷事故を起こしていないこと。等

**認定数** 53頭(府)

▶ 動物愛護写真コンクールの実施

**応募点数** 123点 (平成24年度59点)

**入選** 特選2点、金賞2点、銀賞2点、銅賞6点

▶ 京都動物愛護センター(仮称)の愛称募集・決定

**応募点数** 180点

**決定名**「動物愛ランド・京都」

▶ 京都動物愛護センター(仮称)のマスコットキャラクターの募集・決定

応募点数 155点

▶ 動物愛護週間事業

○ 動物感謝デーin KYOTO

**日時** 平成25年9月16日(月祝)午前10時30分~午後4時  
**場所** みやこめっせ(京都市左京区)  
**主催** (公社)京都府獣医師会  
**共催** 府・市  
**参加者** 300人

**事業内容**

- ・子供向け獣医師一日体験
- ・高校生の進路相談(獣医師系)
- ・府民公開フォーラム(獣医師の仕事紹介等)
- ・動物愛護写真コンクール入選作品展示
- ・動物愛護管理啓発パネル、人獣共通感染症パネル等の展示

※動物愛護管理関係表彰式は荒天のため中止になった。

○ Kyoto-Ani-Love Festival(京都動物愛護フェスティバル)

**日時** 平成25年9月22日(日)午前11時~午後5時  
**場所** 新風館(京都市中京区)  
**主催** 府・市  
**参加者** 9,000人

**事業内容**

- ・あいさつ(山下副知事、門川京都市長)
- ・京都動物愛護センター(仮称)の愛称及びマスコットキャラクター発表、表彰式
- ・長寿犬認定式
- ・動物愛護写真コンクール入選作品展示
- ・ペットの飼い方相談
- ・チャリティーライブ
- ・ワーキングドッグ紹介等

▶ 京都動物愛護センター(仮称)のマスコットキャラクターの愛称募集

応募点数 217点

▶ 京都動物愛護センター(仮称)ボランティアスタッフ募集

○ ボランティアスタッフ募集

応募人数 115名

受講者数 39名

○ ボランティアスタッフ養成講座のスケジュール

回	開催日	時間	会場	内容
1	12月23日 祝	13:00～16:00	下京区役所	オリエンテーション
2	1月13日 祝	13:00～16:00	下京区役所	ボランティア活動について
3	1月26日 日	13:00～16:00	下京区役所	グループ活動について
4	2月2日 日	13:00～14:00	京都高齢者 福祉センター	動物行動管理について
		14:00～15:00		動物疾病等について
		14:00～15:00	家庭動物相談所	実地研修
5	2月22日 土	13:00～16:00	下京区役所	教育啓発について
6	3月8日 土	9:00～16:30	神戸市動物管理センター	施設視察研修
7	3月21日 祝	13:00～16:00	京都府公館	ふりかえり・登録手続き

○ ボランティアスタッフの活動予定内容

- ・犬舎及び猫舎の清掃、給餌、散歩
- ・センター案内、譲渡動物の紹介
- ・センター内での啓発イベント等のスタッフ、機関誌やリーフレットの作成補助
- ・災害発生時の犬猫の救護活動

#### ◆ 府独自の動物愛護事業

▶ 動物ふれあい教室(保育園児等)、動物愛護教室(小学生)の開催

対 象 小学校、保育園等

**訪問施設数** 44施設

**参加児童数** 約2,700名

**内 容**

- ・小動物との接し方学習
- ・犬、ウサギ等の心音聞き取り体験
- ・小動物（ウサギ、モルモット等）とのふれあい広場
- ・教材配布（ペットを飼い始める心構えの家庭向け教材）

▶ **動物訪問事業**

**対 象** 高齢者福祉施設 等

**訪問施設数** 4施設

**参加者** 250名

**内 容** アニマルセラピー、小動物とのふれあい

▶ **しつけ方教室の開催**

**開催数** 10回

**参加者数** 講習92名

実技79名

**内 容** 講習1回：公益社団法人京都府獣医師会講師

実習3回：生活衛生課職員

**参加者** 講習会 92名

実技 79名

▶ **京都府動物愛護管理センター献花式**

**日時** 平成25年10月24日(木) 午後2時から2時30分

**場所** 京都府動物愛護管理センター

**参列者** 33名

**内容** センターで死を迎えた犬、猫を供養

◆ **動物管理業務**

▶ **引き取り頭数の削減**

- 引き取り広報の改善
- 引き取り日、引き取り場所の広報の取りやめ。
- 各市町村へ引取日広報取り下げや終生飼養啓発例文を送付し、啓発依頼
- 引き取り希望者の保健所への事前相談の広報徹底。
- 終生飼養啓発ポスター・チラシの作成
- 引き取り窓口での改善
  - ・ 引き取り依頼理由の確認。
  - ・ 引き取り拒否・説得・アドバイス徹底
- 引き取りQAを作成し、窓口で統一した対応

▶ 動物取扱業者一覧のホームページでの情報提供

- 府内動物取扱業者一覧をホームページ上に公開した。

**公開日** 平成25年8月19日(月)

**公開内容** 氏名、事業所名称、事業所所在地、動物取扱責任者、動物の種類、  
登録年月日、登録番号、種別

▶ マイクロチップ装着啓発

- 譲渡動物へのマイクロチップ装着

普及啓発のモデルとしてセンターで譲渡する犬・猫の装着

**装着頭数** 84頭(犬:32頭、猫52頭)

- 動物愛護事業でのマイクロチップ啓発
- マイクロチップ啓発パネル展示
- 京都府獣医師会からマイクロチップの寄贈受納式

**日時** 平成25年5月21日(火)

**場所** 京都府庁健康福祉部長室

**内容** 公益社団法人京都府獣医師会からマイクロチップ240個受納

▶ 舞鶴港不法上陸犬対策

- 連絡調整会議の開催

**日時** 平成25年7月11日(木)

**場所** 中丹東保健所

**出席者** 13名

( 公益社団法人京都府獣医師会、農水省動物検疫所神戸支所、大阪  
税関舞鶴支所、海上保安庁舞鶴海上保安部、舞鶴市、京都府〔港湾  
事務所、保健環境研究所、中丹東保健所、動物愛護管理センター、  
生活衛生課〕 )

**内 容**

- ・平成24年度不法上陸犬防止啓発活動結果
- ・不法上陸犬事案事例紹介 等
- 舞鶴港定期広報活動

**場 所** 舞鶴港

**内 容** ロシア語等による広報車巡回広報

**実施回数** 12回

- ▶ 狂犬病予防注射率の向上
  - 市町村への個別通知の指導

◆ **他の行政機関との連携**

- ▶ 近畿動物行政担当係長会議の開催

**日 時** 平成26年1月23日

**場 所** 福利厚生センター

**参加者** 33名（環境省、近畿府県市19自治体動物行政担当係長等）

## **内 容**

- ・災害時の広域支援体制協議
- ・動物愛護管理推進計画等情報交換
- ・環境省からトピックス、意見交換

### ▶ 京都府警との連携

- 平成25年度「京都府・市・府警動物愛護管理事業推進連絡会」

**日 時** 平成26年1月16日（木）

**場 所** 京都府庁特別参与室

**参加者** 6名（京都府警察本部、京都市保健医療課、京都府生活衛生課）

### ▶ 市町村会議の開催

**日 時** 平成26年3月13日（木）【予定】

**場 所** 京都府公館レセプションホール

## **内 容**

- ・引取会場削減協議
- ・災害対応研修

## ◆ 各地域での動物愛護推進連絡協議会での取り組み

- ▶ 集合注射結果検討会（乙訓、山城北、山城南）

▶ 鑑札、注射済み票配布会（乙訓、山城北、山城南）

▶ 動物病院玄関先でフンのマナーの啓発ノボリ掲示（山城北）

各動物病院の玄関先にフンのマナー啓発ノボリの掲示

▶ 市町村イベントでの動物健康相談（山城北、南丹）

イベントに合わせて動物の健康相談・しつけ方相談（山北、南丹）

▶ ワンワンクリーンキャンペーン（乙訓、山城北）

散歩中の飼い主へのフンのマナー啓発と地域のクリーン活動

▶ 慰霊祭（山城南）

▶ 啓発資材作成（山城南）

## ◆ 京都動物愛護センター（仮称）運営委員会の開催

▶ 第4回運営委員会

日 時 平成25年8月30日（金）

場 所 職員会館かもがわ

### 内 容

・ 京都動物愛護センター（仮称）の運営指針構成について

・ 犬猫の処分方法について

・ 動物愛護週間について

・ 京都動物愛護センター（仮称）のマスコットキャラクターについて 等

▶ 第5回運営委員会

日 時 平成26年1月31日(金)

場 所 ルビノ堀川

内 容

- ・京都動物愛護センター(仮称)に係る実施設計
- ・京都動物愛護センター(仮称)の運営指針(案)について 等

◆ 人と動物共通感染症

▶ 動物由来感染症サーベイランスの実施

- 定点動物病院からの人獣共通感染症の発生報告を収集・分析・還元。

サーベイランス定点 17病院(府域、市域)

▶ 人獣共通感染症啓発チラシの作成

作成部数 3,000部

◆ 動物担当職員の資質向上

▶ 環境省主催研修への派遣

日 時 5月21日(火)~24日(金)

場 所 環境科学研修所(埼玉県三沢市)

内 容 災害時の動物愛護対応 等

▶ 奈良県適正譲渡講習への派遣

日 時 2月3日(月)

場 所 奈良県うだ・アニマルパーク

平成 25 年 度

事 業 概 要

(平成24年度 事業実績)



京都府動物愛護管理センター



【管 理 棟】



【獸 魂 碑】



【ふれあい広場】



【猫 舎】

# 目 次

## 第1章 施設概要

1 沿革	1
2 施設の概要	
(1) 所在地	1
(2) 施設の概要	2
(3) 設備能力	2
(4) 施設平面図	3
3 組織及び業務	
(1) 組織	4
(2) 職員構成	4
(3) 業務内容	4
4 設備及び治療室の備品	5

## 第2章 業務概要

1 犬・猫の搬入状況	
(1) 年度別搬入状況（平成6年度～平成24年度）	6
(2) 平成24年度保健所別・月別犬の搬入状況	7
(3) 平成24年度保健所別・月別猫の搬入状況	8
(4) 保健所別犬の搬入頭数の推移（平成6年度～平成24年度）	9
(5) 保健所別猫の搬入頭数の推移（平成6年度～平成24年度）	10
(6) 平成24年度統計資料	11
(7) 搬入・譲渡・殺処分頭数の推移（平成17年度～平成24年度）	12

## 第3章 人と動物の共生事業概要

▶ 適正飼養推進事業	
1 犬、猫の譲渡事業	13～15
2 避妊・去勢手術	15
3 犬のしつけ方教室	15～16
▶ 動物愛護啓発事業	
1 犬及び猫の献花式	16
2 動物ふれあい教室	17
3 動物愛護教室	18～19
4 社会福祉関係施設への動物訪問事業	20
▶ 動物飼養管理	
1 負傷動物の搬入状況（平成24年度）	21
2 当所で飼養している動物の種類及び頭数	21
▶ 人と動物の共通感染症予防体制整備事業	
1 動物感染症サーベイランス事業	21
2 疫学調査	21
▶ その他	
1 当所への来所者数（平成24年度）	22

## 〈関連資料〉

○ 登録・狂犬病予防注射状況	23～24
○ 犬による苦情相談等の状況	25～27
○ 「京都府動物愛護管理推進計画」（概要）	28
○ 「犬・猫引き取り有料化」チラシ	29
○ 近畿府県市の動物愛護関係事業所一覧	30
○ 京都府保健所一覧	31

# 第1章 施設概要



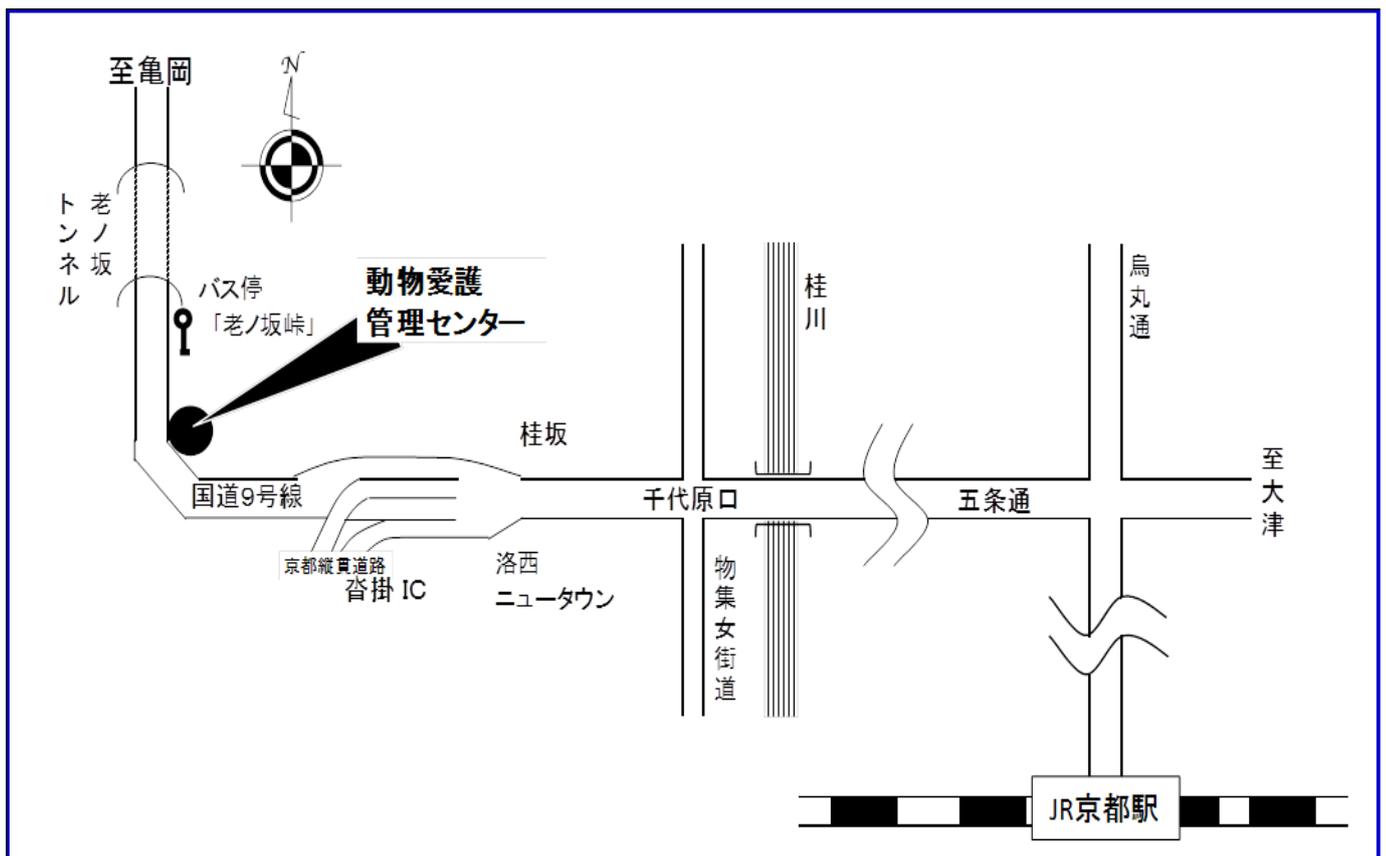
## 1 沿革

- 狂犬病予防業務と犬害防止業務の一元化を図り、犬に関する正しい知識の普及と衛生的な処分を行うことにより公衆衛生の向上に資するため、昭和46年2月「京都府畜犬指導所」を開設した。
- 昭和50年6月「京都府動物管理指導所」に名称を変更した。
- 旧施設が老朽化したため、昭和62年5月より改築工事を開始。国道9号線と指導所の間にあった京都府立大学演習林用地の一部を所属替えし、敷地を拡大して、新施設には自動追込装置、炭酸ガス処分機等の設備を設けるとともに、動物の適正飼養と愛護意識を啓発普及するための治療室、広報啓発室等も設置し、昭和63年4月から「京都府動物管理センター」と名称を変更した。
- 平成3年8月「子犬とのふれあい広場」を新設した。
- 平成16年5月1日「京都府動物愛護管理センター」に名称を変更した。
- 平成24年3月「猫舎」を新設した。

## 2 施設の概要

(1) 所在地 京都市西京区大枝沓掛町24-5

### 位置図



● 交通機関 ●

JR京都駅から京阪京都交通バスJR亀岡駅行・「老ノ坂峠」下車京都向きに徒歩約10分

## (2) 施設の概要

### ●敷地面積

1,989.21m<sup>2</sup>

### ●施設内面積

治療室	18.00m <sup>2</sup>
準備室(薬品室)	9.00m <sup>2</sup>
広報啓発室	16.80m <sup>2</sup>
犬房(1から4房)	50.52m <sup>2</sup>
準備室	7.18m <sup>2</sup>
更衣室	7.56m <sup>2</sup>
保護観察室	7.67m <sup>2</sup>
搬入室	24.28m <sup>2</sup>
追込通路	28.54m <sup>2</sup>
搬入通路	22.83m <sup>2</sup>
炭酸ガス室	6.80m <sup>2</sup>
機械室(燃焼室)	85.92m <sup>2</sup>
飼料室	3.92m <sup>2</sup>
事務室	35.40m <sup>2</sup>
脱臭機室	24.00m <sup>2</sup>
シャワー室	2.10m <sup>2</sup>
洗濯室	6.00m <sup>2</sup>
男子トイレ	7.50m <sup>2</sup>
女子トイレ	3.80m <sup>2</sup>
書庫	6.64m <sup>2</sup>
その他	42.36m <sup>2</sup>
合計	416.82m <sup>2</sup>

### ●附属建物

倉庫	30.00m <sup>2</sup>
灰倉	6.55m <sup>2</sup>
ポンプ室	7.77m <sup>2</sup>
ふれあい広場	26.00m <sup>2</sup>
猫舎	14.90m <sup>2</sup>
合計	85.22m <sup>2</sup>

### ●その他

着水槽・受水槽等(水処理施設)

## (3) 設備能力

### ●收容能力

100頭 犬房 4室

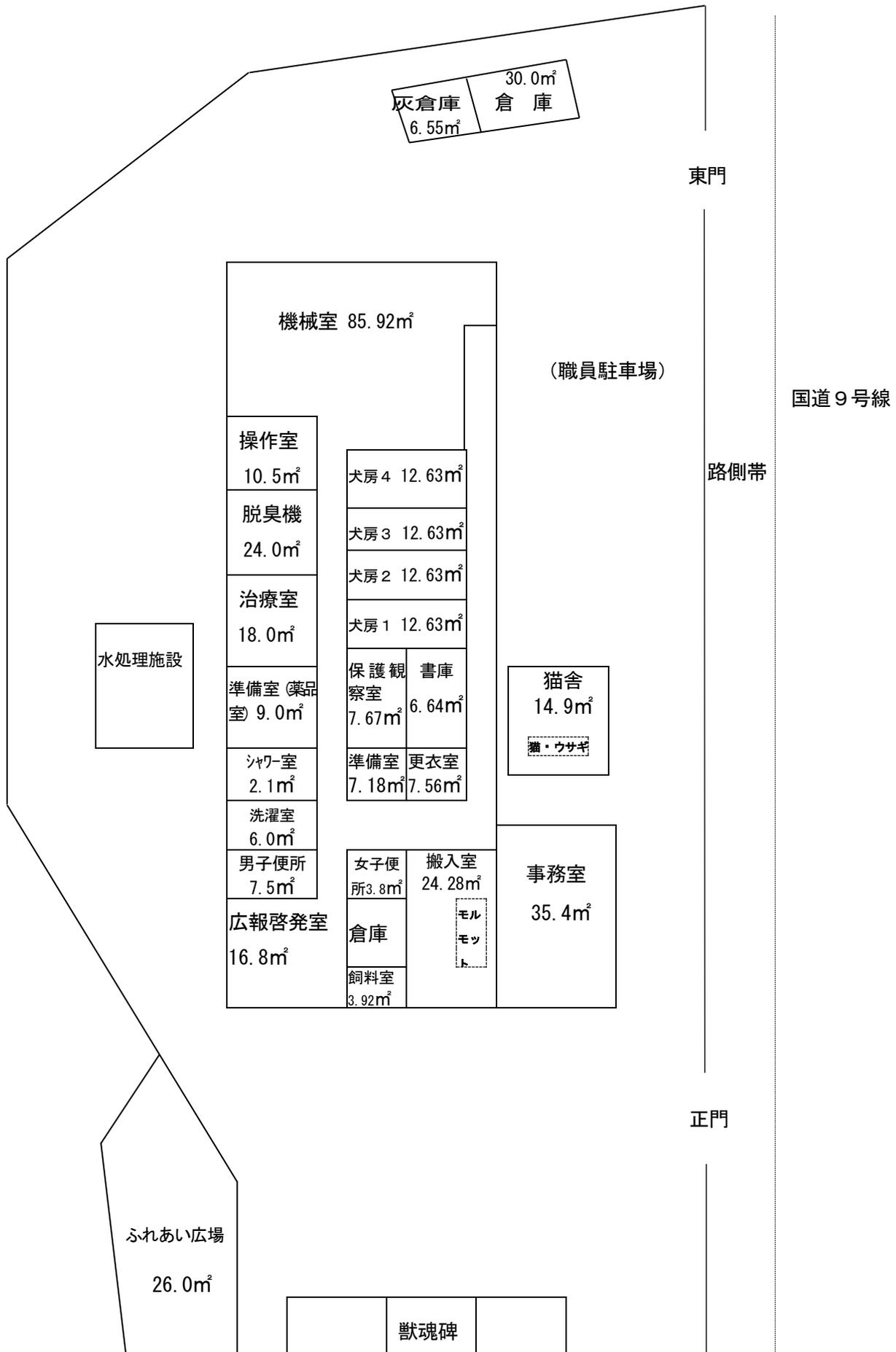
### ●炭酸ガス処分機

1回 25頭 2基

### ●焼却炉

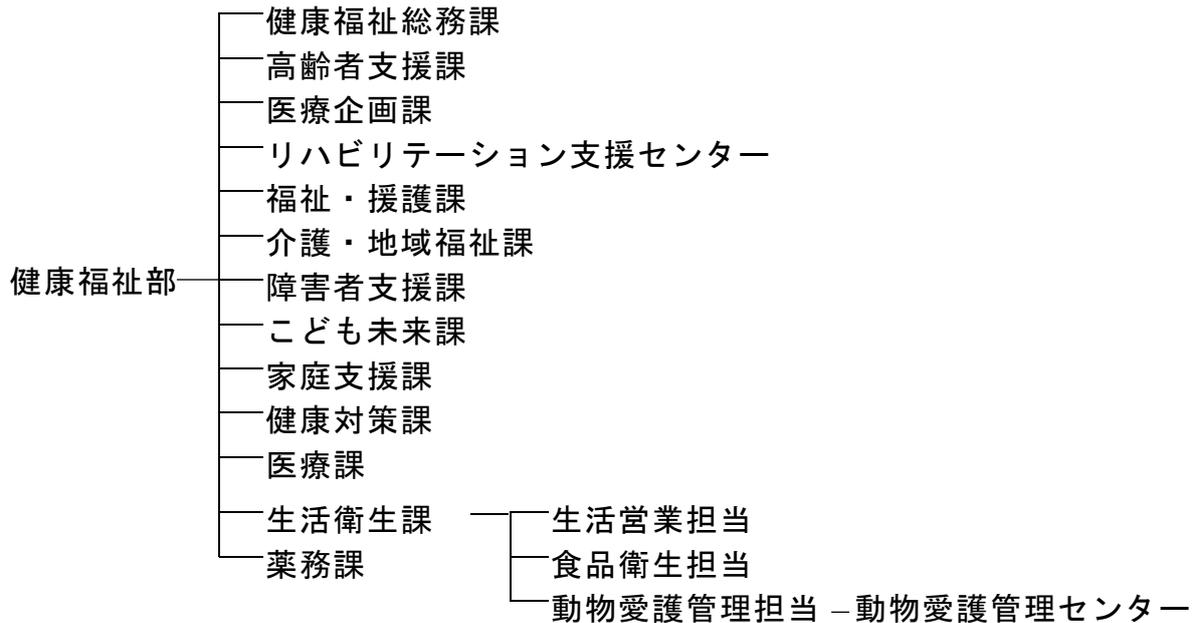
1時間 150kg 2基(交互運転)

(4) 施設配置図



### 3 組織及び業務

#### (1) 組織



#### (2) 職員構成

職種	動物愛護管理センター	生活衛生課動物愛護管理担当
獣医師	2 名	3 名
狂犬病予防技術吏員	2 名	5 名
事務（臨時職員）	1 名	1 名
運転技師	1 名	3 名
合 計	6 名	12 名

#### (3) 業務内容

京都府動物愛護管理センターは、飼養動物に関する正しい知識を普及し、動物愛護の推進及び公衆衛生の向上に資することを目的として次の業務を行う。

- ア 動物愛護に関すること。
- イ 犬及び猫の繁殖防止、人と動物の共通感染症並びに捕獲方法の改善に関する調査研究に関すること。
- ウ 犬及び猫の処分に関すること。
- エ 狂犬病の予防に関すること。
- オ その他動物の飼養管理に関すること。

#### 4 設備及び治療室の備品

##### ●設備

・自動搬入装置	1式
・自動追込装置	1式
・炭酸ガス処分機	2基
・ドリームボックス	2基
・焼却炉	2基

##### ●治療室の備品

・顕微鏡	2台
・解剖セット	1式
・煮沸消毒器	1台
・レントゲン装置	1式
・ヘマトクリット沈殿器	1台
・動物用人工蘇生器	1台
・保育器	1台
・外科器具	1式
・自動血液成分測定装置	1台
・ガス滅菌器	1台
・小動物全身吸入麻醉装置	1台
・電気メス	1セット
・白血球分類計算装置	1台
・電気ふらん器	1台
・電子天秤	1台
・電子体温計	1台
・超音波洗浄装置	1台
・手術台	1台
・无影灯	1台
・体重計	1台
・蒸留水製造装置	1台
・遠心分離器	1台
・高圧蒸気滅菌器	1台

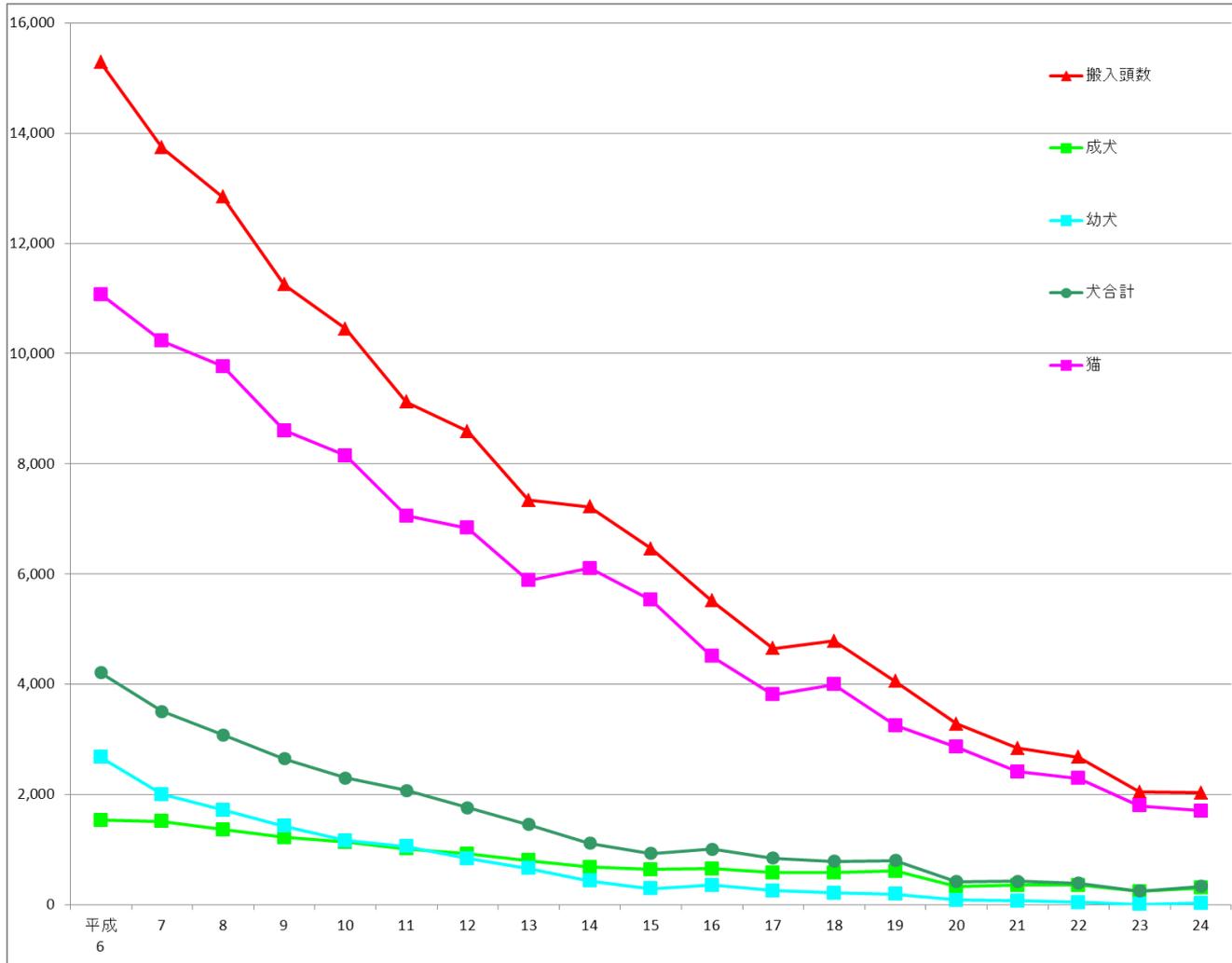
## 第2章 業務概要



# 1 犬・猫の搬入状況

(1) 年度別搬入状況

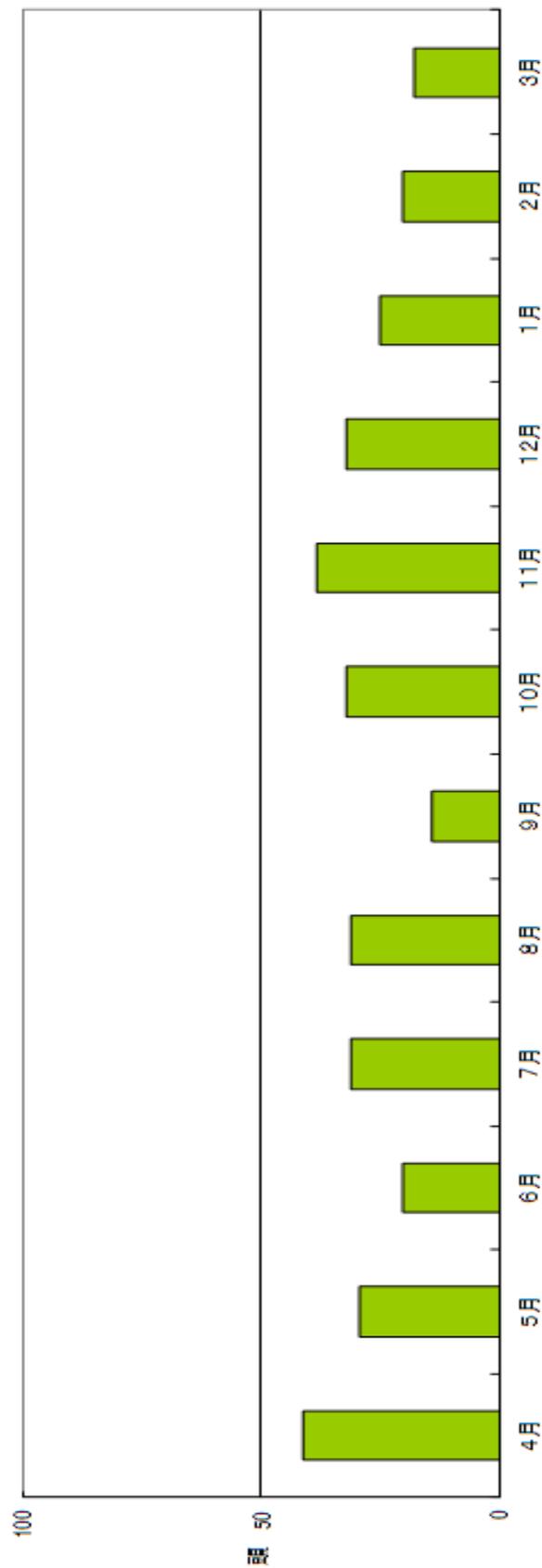
年度区分	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
搬入頭数	15,280	13,736	12,844	11,254	10,451	9,125	8,590	7,339	7,218	6,457	5,517	4,652	4,783	4,056	3,276	2,835	2,688	2,043	2,031
成犬	1,533	1,511	1,363	1,223	1,136	1,014	922	800	682	641	654	583	578	610	332	351	353	242	303
幼犬	2,673	1,998	1,717	1,427	1,164	1,057	835	658	434	288	356	258	210	194	87	73	40	7	28
犬合計	4,206	3,509	3,080	2,650	2,300	2,071	1,757	1,458	1,116	929	1,010	841	788	804	419	424	393	249	331
猫	11,074	10,227	9,764	8,604	8,151	7,054	6,833	5,881	6,102	5,528	4,507	3,811	3,995	3,252	2,857	2,411	2,295	1,794	1,700
幼犬率(%)	63.6	56.9	55.7	53.8	50.6	51.0	47.5	45.1	38.9	31.0	35.2	30.7	26.6	24.1	20.8	17.2	10.2	2.8	8.5
猫率比(%)	72.5	74.5	76.0	76.5	78.0	77.3	79.5	80.1	84.5	85.6	81.7	81.9	83.5	80.2	87.2	85.0	85.4	87.8	83.7



(2)平成24年度保健所別・月別犬の搬入状況

保健所名(注)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乙訓	1	1	1	1	1	1	1		1				6
山城北	13	9	3	9	7	3	11	12	6	10	8	1	92
山城南		1			6	2	6	2	1	1	1	3	23
南丹	21	12	3	17	13	4	10	8	18	11	3	4	124
中丹西	1		2					1	3	2	4	2	15
中丹東	4	4	10	3	3	2	4	12	2	1	3	4	52
丹後	1	2	1	1	2	2	1	3	1		1	4	19
合計	41	29	20	31	31	14	32	38	32	25	20	18	331

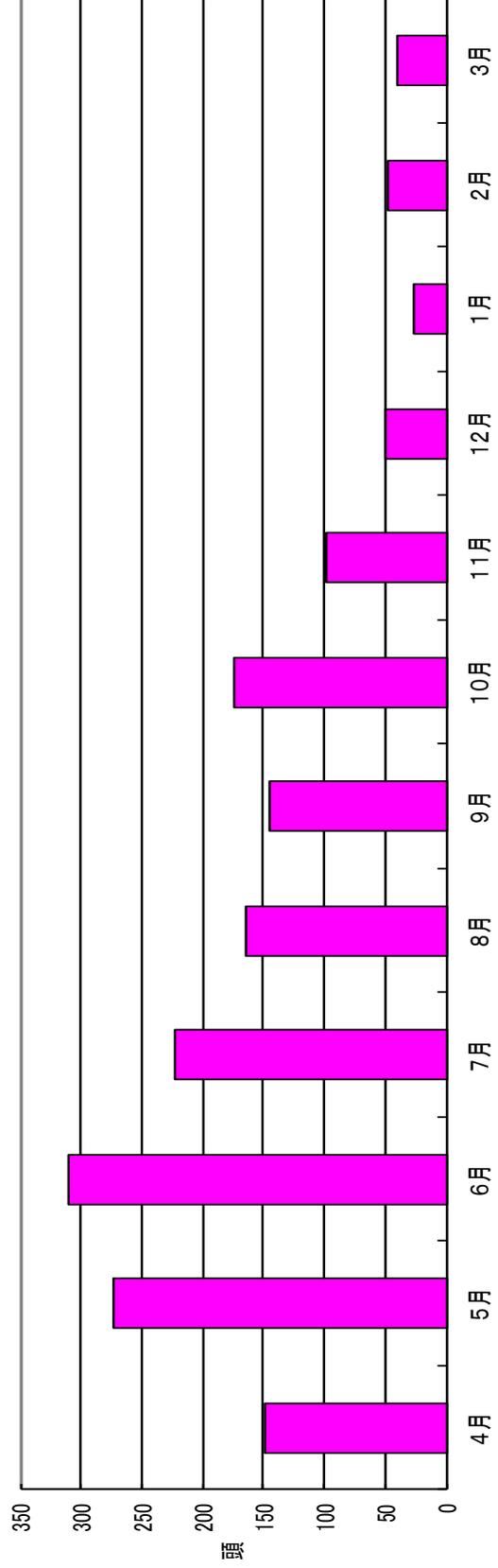
平成24年度月別犬の搬入状況



(3)平成24年度保健所別・月別猫の搬入状況

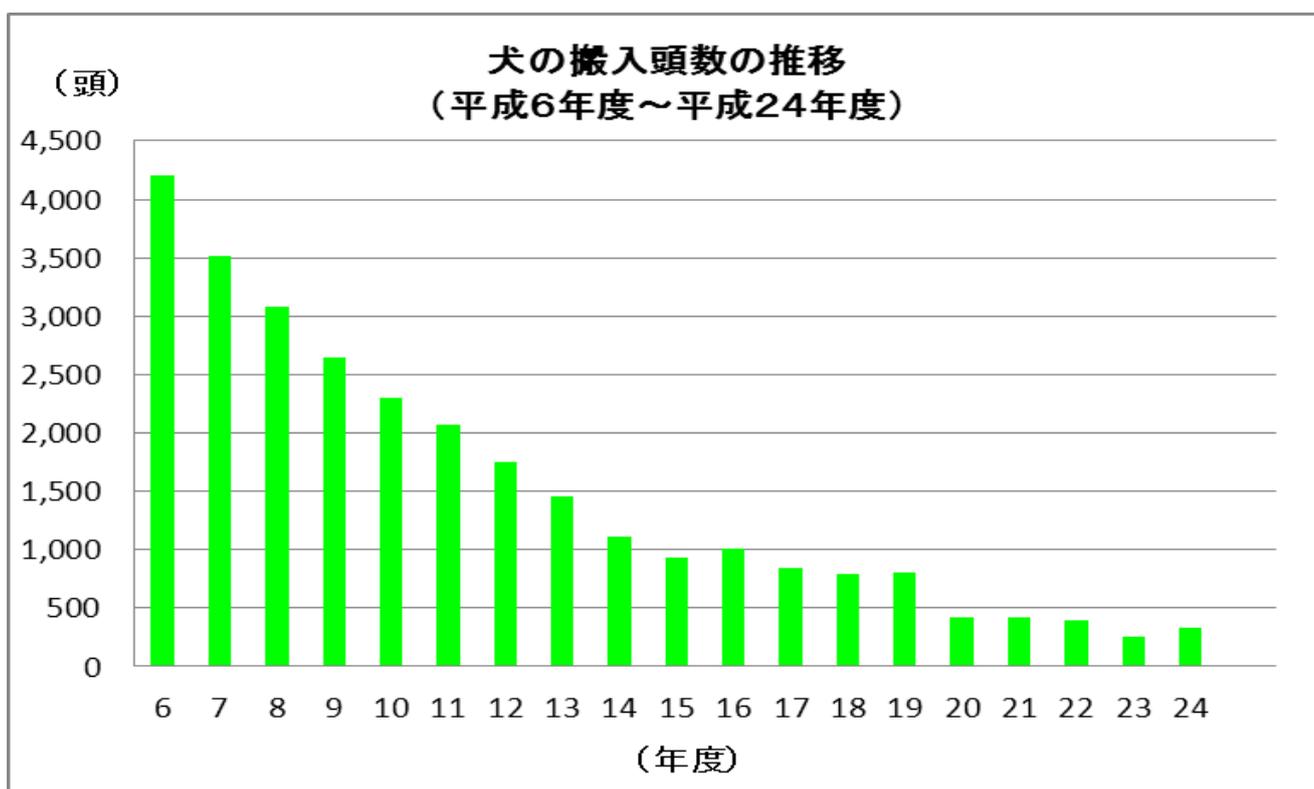
保健所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乙訓	4	8	11	19	3	5	10	3	4				67
山城北	32	85	57	19	28	39	37	8	8	3	12	5	333
山城南	16	36	36	59	5	8	19		2	3	4	1	186
南丹	26	35	40	24	40	31	14	30	18	12	11	7	288
中丹西		19	22	3	7	6	6	1	1		1	3	69
中丹東	32	60	35	62	40	12	21	39	7	3		9	320
丹後	38	31	87	63	41	43	68	17	10	6	19	14	437
合計	148	274	311	223	164	144	175	98	50	27	47	39	1,700

平成24年度月別猫の搬入状況



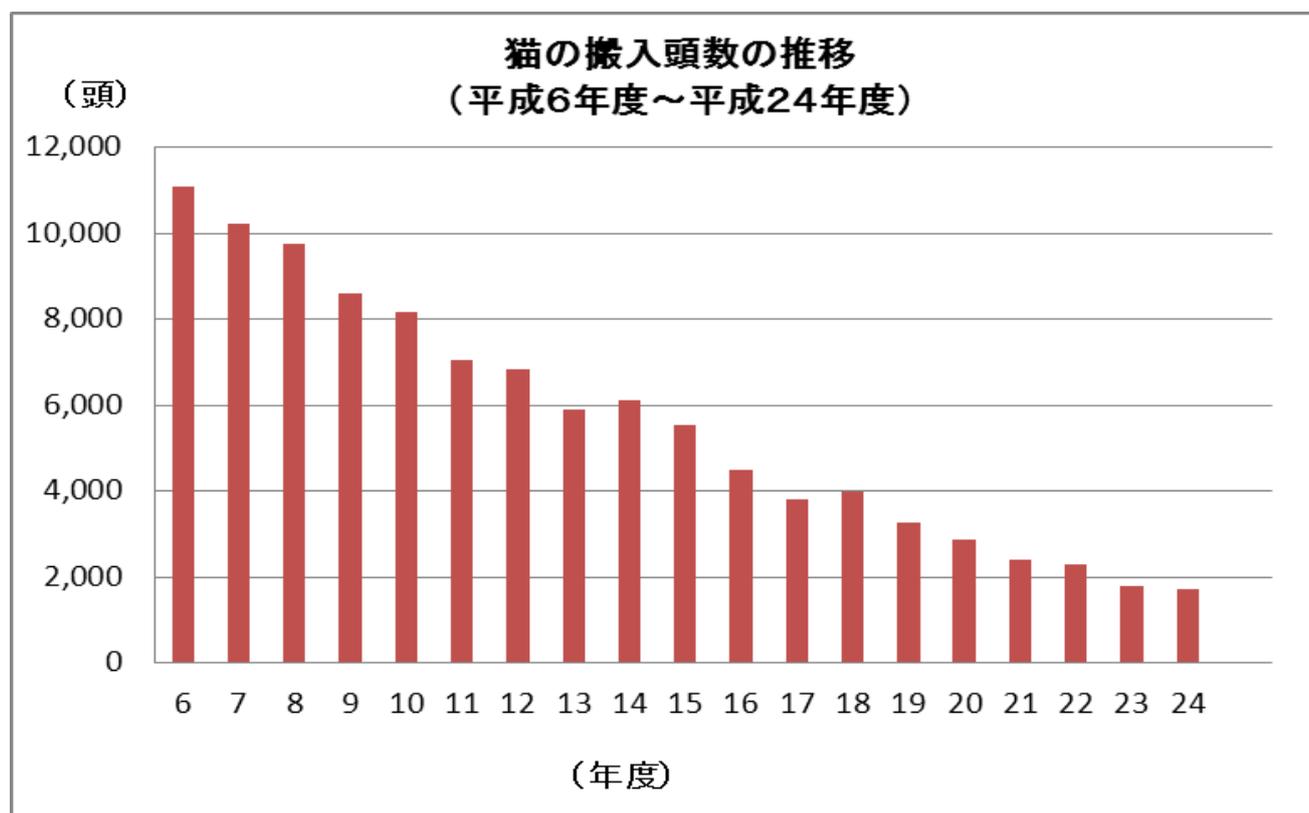
(4) 保健所別犬の搬入頭数の推移(平成6年度～平成24年度)

保健所 年度	乙訓	山城北	山城南	南丹	中丹西	中丹東	丹後	全体
6	182	1,038	621	1,188	318	388	471	4,206
7	154	806	573	997	252	346	381	3,509
8	107	705	535	916	256	301	260	3,080
9	95	628	420	774	204	255	274	2,650
10	87	494	358	743	179	223	216	2,300
11	74	462	375	592	155	238	175	2,071
12	57	485	233	527	154	139	162	1,757
13	66	406	205	418	102	135	126	1,458
14	37	268	153	375	45	116	122	1,116
15	25	204	148	271	56	121	104	929
16	23	232	126	334	68	178	49	1,010
17	32	233	153	165	101	93	64	841
18	28	200	167	212	47	72	62	788
19	56	141	122	294	42	59	90	804
20	11	84	54	127	36	64	43	419
21	6	91	59	109	32	65	62	424
22	11	77	79	127	12	37	50	393
23	15	33	28	101	16	31	25	249
24	6	92	23	124	15	52	19	331



(5) 保健所別猫の搬入頭数の推移(平成6年度～平成24年度)

保健所 年度	乙訓	山城北	山城南	南丹	中丹西	中丹東	丹後	全体
6	546	2,031	813	2,158	834	1,456	3,236	11,074
7	591	1,590	917	1,898	774	1,383	3,074	10,227
8	597	1,619	785	1,739	951	1,286	2,787	9,764
9	451	1,586	609	1,545	920	1,051	2,442	8,604
10	411	1,311	576	1,535	938	1,076	2,304	8,151
11	406	1,340	559	1,276	714	830	1,929	7,054
12	329	1,261	648	1,264	639	869	1,823	6,833
13	279	1,136	475	1,009	565	852	1,565	5,881
14	327	1,008	504	1,088	469	1,071	1,635	6,102
15	271	1,039	427	1,000	537	862	1,392	5,528
16	263	862	413	786	464	589	1,130	4,507
17	210	761	405	522	383	539	991	3,811
18	179	802	479	594	291	558	1,092	3,995
19	137	577	252	573	263	478	972	3,252
20	140	587	212	445	209	449	815	2,857
21	45	442	236	467	137	410	674	2,411
22	53	454	300	413	138	334	603	2,295
23	73	297	186	361	110	299	468	1,794
24	67	333	186	288	69	320	437	1,700



## (6) 平成24年度統計資料

### 平成24年度犬・猫の搬入頭数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	41	29	20	31	31	14	32	38	32	25	20	18	331
猫	148	274	311	223	164	144	175	98	50	27	47	39	1,700
合計	189	303	331	254	195	158	207	136	82	52	67	57	2,031
猫比率%	78.3	90.4	94.0	87.8	84.1	91.1	84.5	72.1	61.0	51.9	70.1	68.4	83.7

### 平成24年度犬の搬入内訳

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
成犬	41	29	20	31	26	13	27	25	29	24	20	18	303
幼犬	0	0	0	0	5	1	5	13	3	1	0	0	28
合計	41	29	20	31	31	14	32	38	32	25	20	18	331
幼犬比率%	0.0	0.0	0.0	0.0	16.1	7.1	15.6	34.2	9.4	4.0	0.0	0.0	8.5

### 平成24年度猫の搬入内訳

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
成猫	25	19	23	30	8	17	22	36	29	13	30	13	265
幼猫	123	255	288	193	156	127	153	62	21	14	17	26	1,435
合計	148	274	311	223	164	144	175	98	50	27	47	39	1,700
幼猫比率%	83.1	93.1	92.6	86.5	95.1	88.2	87.4	63.3	42.0	51.9	36.2	66.7	84.4

### 平成24年度保健所別・月別犬の搬入頭数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乙訓	1	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	6
山城北	13	9	3	9	7	3	11	12	6	10	8	1	92
山城南	0	1	0	0	6	2	6	2	1	1	1	3	23
南丹	21	12	3	17	13	4	10	8	18	11	3	4	124
中丹西	1	0	2	0	0	0	0	1	3	2	4	2	15
中丹東	4	4	10	3	3	2	4	12	2	1	3	4	52
丹後	1	2	1	1	2	2	1	3	1	0	1	4	19
合計	41	29	20	31	31	14	32	38	32	25	20	18	331

### 平成24年度保健所別・月別猫の搬入頭数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乙訓	4	8	11	19	3	5	10	3	4	0	0	0	67
山城北	32	85	57	19	28	39	37	8	8	3	12	5	333
山城南	16	36	59	33	5	8	19	0	2	3	4	1	186
南丹	26	35	40	24	40	31	14	30	18	12	11	7	288
中丹西	0	19	22	3	7	6	6	1	1	0	1	3	69
中丹東	32	60	35	62	40	12	21	39	7	3	0	9	320
丹後	38	31	87	63	41	43	68	17	10	6	19	14	437
合計	148	274	311	223	164	144	175	98	50	27	47	39	1,700

### 平成24年度犬の譲渡頭数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
成犬	17	14	7	6	7	5	6	3	5	3	13	8	94
幼犬	0	0	0	0	0	0	5	5	6	3	0	0	19
合計	17	14	7	6	7	5	11	8	11	6	13	8	113

### 平成24年度猫の譲渡頭数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
成猫	1	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	7
幼猫	9	20	20	4	18	12	20	11	11	3	4	5	137
合計	10	20	20	4	18	13	20	11	12	5	4	7	144

### 平成24年度犬・猫の殺処分頭数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	32	14	12	34	20	10	21	27	17	22	9	12	230
猫	141	240	296	223	145	129	153	89	37	18	44	40	1,555
合計	173	254	308	257	165	139	174	116	54	40	53	52	1,785

(7) 搬入・譲渡・殺処分頭数の推移(平成17～24年度)

内訳	年度	17	18	19	20	21	22	23	24
搬入頭数	成犬	583	578	610	332	351	353	242	303
	幼犬	258	210	194	87	73	40	7	28
	計	841	788	804	419	424	393	249	331
	成猫	601	618	649	381	269	361	278	265
	幼猫	3,210	3,377	2,603	2,476	2,142	1,934	1,516	1,435
	計	3,811	3,995	3,252	2,857	2,411	2,295	1,794	1,700
譲渡頭数	成犬	0	1	14	29	43	34	66	94
	幼犬	76	101	97	58	80	31	8	19
	計	76	102	111	87	123	65	74	113
	成猫	0	0	0	0	5	4	4	7
	幼猫	0	0	0	9	34	54	91	137
	計	0	0	0	9	39	58	95	144
殺処分頭数	成犬	583	577	596	297	309	308	170	221
	幼犬	182	109	97	26	12	9	1	9
	計	765	686	693	323	321	317	171	230
	成猫	601	618	649	381	296	355	275	254
	幼猫	3,210	3,377	2,603	2,465	2,078	1,866	1,422	1,301
	計	3,811	3,995	3,252	2,846	2,374	2,221	1,697	1,555

### 第3章 人と動物の共生事業概要



## ▶ 適正飼養推進事業

### 1 犬、猫の譲渡事業

府保健所等で飼い主から引き取ったり保護した子犬に延命の機会を与えるとともに、府民に対し動物愛護意識の高揚を図ることを目的に、小型犬は、健康管理を十分行い、「動物ふれあい・訪問事業」に参加させ、社会順応化をさせたうえで、適正に飼養できると判断される希望者に飼養方法を指導して譲渡している。

平成19年度からは、成犬について、平成20年度からは、猫についても譲渡しており平成23年度から2ヶ月以上の犬猫にマイクロチップを装着している。

実施状況は次のとおりである。

#### (1) 平成24年度譲渡頭数

内 訳	オス（去勢手術頭数）	メス（避妊手術頭数）	合計（手術頭数）
子 犬	7（0）	12（0）	19（0）
成 犬	33（2）	61（0）	94（2）
合 計	40（2）	73（0）	113（2）

子 猫	66（0）	71（0）	137（0）
成 猫	4（4）	3（0）	7（4）
合 計	70（4）	74（0）	144（4）

#### (2) 子犬の譲渡頭数（昭和63年度～平成24年度）

年 度	オス（去勢手術頭数）	メス（避妊手術頭数）	合計（手術頭数）
昭和63年度	53（25）	37（15）	90（40）
平成 元年度	59（0）	52（13）	111（13）
平成 2年度	98（0）	63（12）	161（12）
平成 3年度	80（0）	61（8）	141（8）
平成 4年度	※オス・メスの内訳及び手術頭数は不明		154
平成 5年度	121（1）	80（6）	201（7）
平成 6年度	167（1）	128（16）	295（17）
平成 7年度	182（1）	202（21）	284（22）
平成 8年度	167（1）	128（16）	295（17）
平成 9年度	73（1）	108（26）	181（27）
平成10年度	58（3）	101（11）	159（14）
平成11年度	95（7）	116（15）	211（22）
平成12年度	103（3）	102（10）	205（13）
平成13年度	84（3）	94（6）	178（9）
平成14年度	57（0）	68（2）	125（2）
平成15年度	42（0）	55（3）	97（3）
平成16年度	48（0）	51（1）	99（1）
平成17年度	38（0）	38（1）	76（1）
平成18年度	46（0）	55（0）	101（0）

平成19年度	41 ( 1 )	56 ( 7 )	97 ( 8 )
平成20年度	30 ( 0 )	28 ( 2 )	58 ( 2 )
平成21年度	42 ( 0 )	38 ( 0 )	80 ( 0 )
平成22年度	16 ( 0 )	15 ( 0 )	31 ( 0 )
平成23年度	3 ( 0 )	5 ( 0 )	8 ( 0 )
平成24年度	7 ( 0 )	12 ( 0 )	19 ( 0 )

(3) 成犬の譲渡頭数 (平成19年度～24年度)

年 度	オス (去勢手術頭数)	メス (避妊手術頭数)	合計 (手術頭数)
平成19年度	4 ( 0 )	10 ( 2 )	14 ( 2 )
平成20年度	21 ( 4 )	8 ( 1 )	29 ( 5 )
平成21年度	22 ( 3 )	21 ( 4 )	43 ( 7 )
平成22年度	15 ( 2 )	19 ( 2 )	34 ( 4 )
平成23年度	41 ( 5 )	25 ( 1 )	66 ( 6 )
平成24年度	33 ( 2 )	61 ( 0 )	94 ( 2 )

(4) 子猫の譲渡頭数 (平成20年度～24年度)

年 度	オス (去勢手術頭数)	メス (避妊手術頭数)	合計 (手術頭数)
平成20年度	5 ( 0 )	4 ( 0 )	9 ( 0 )
平成21年度	15 ( 0 )	19 ( 1 )	34 ( 1 )
平成22年度	23 ( 0 )	31 ( 0 )	54 ( 0 )
平成23年度	46 ( 0 )	45 ( 0 )	91 ( 0 )
平成24年度	66 ( 0 )	71 ( 0 )	137 ( 0 )

(5) 成猫の譲渡頭数 (平成20年度～24年度)

年 度	オス (去勢手術頭数)	メス (避妊手術頭数)	合計 (手術頭数)
平成20年度	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
平成21年度	4 ( 3 )	1 ( 0 )	5 ( 3 )
平成22年度	1 ( 0 )	3 ( 0 )	4 ( 0 )
平成23年度	3 ( 2 )	1 ( 0 )	4 ( 2 )
平成24年度	4 ( 4 )	3 ( 0 )	7 ( 4 )

※去勢・避妊手術は、平成24年度前に実施しているものを含む。

(6) マイクロチップ装着数（平成23年度～24年度）

年 度	子犬	成犬	犬合計	子猫	成猫	猫合計	合計
平成23年度	8	60	68	58	3	61	129
平成24年度	19	87	106	58	6	64	170

## 2 避妊・去勢手術

不妊手術の普及啓発のために、当所で手術を施した犬等の譲渡を行っている。また、保健所に勤務する獣医師対象に、避妊・去勢手術実施による治療等の基礎技術習得の研修を行っている。

平成24年度の実施状況は次のとおりである。

内 訳 実施年月日	種 類				性 別		備 考
	子犬	成犬	子猫	成猫	オス	メス	
平成24年 8月28日		1				1	
平成24年12月12日				1	1		
平成25年 2月 7日		2			1	1	研修
平成25年 2月14日				2	1	1	研修
合 計		3		3	3	3	

## 3 犬のしつけ方教室

平成8年度から生活衛生課動物愛護管理担当が、平成23年度からは、動物愛護管理センターが実施主体となり各保健所等で開催している。

(1) 目的

犬の飼養者に、飼い犬のしつけの大切さを理解してもらい、飼い方の意識向上と人と動物が共生する社会づくりをめざす。

(2) 対象者

京都府内（京都市を除く）に在住する2歳未満の犬の飼い主  
（犬の登録・狂犬病予防注射接種済みのこと）

(3) 募集人員

- ・ 飼い犬同伴者：10名
- ・ 飼い主のみ：20名以内

(4) 実施内容

回	内 容
第1回	犬の習性・しつけ方及び犬の健康管理についての講義
第2回	犬の服従心を養うための実技講習 (マズルコントロール・アタッチメント・リーダーウォーク)
第3回	ツケ、スワレ、フセのしつけ方の実技講習
第4回	ツケ、スワレ、フセ、マテ、コイのしつけ方の実技講習

(5) 開催結果 (平成24年度)

開催保健所	開催年月日	参加人数(人)		
		講習	実技	合計
乙訓	(保健所) H25年 2/26・3/5・12・19	17	17	34
山城北①	(宇治市) H24年 11/6・13・20・27	12	12	24
山城北②	(八幡市) H25年 1/29・2/7・14・21	7	7	14
山城南	(保健所) H25年 1/29・2/5・12・19	9	10	19
南丹①	(亀岡市) H24年 5/10・11・18・25	9	10	19
南丹②	(京丹波町) H24年 11/22・29・12/6・13	12	10	22
中丹東①	(綾部市) H24年 6/1・8・15・22	13	10	23
中丹東②	(保健所) H24年 9/4・11・18・25	9	9	18
中丹西	(保健所) H24年 10/9・16・30・11/6	15	15	30
丹後	(保健所) H24年 10/11・11/7	19	9	28
合 計		122	109	231

▶ 動物愛護啓発事業

1 犬及び猫の献花式

(1) 目的

動物愛護管理行政に関係する者が、飼養者から終生にわたる保護を受けることができず、当所において死を迎えた犬及び猫に対し、供養するとともに敬虔の意を表す。

(2) 開催日時

平成24年10月25日(木) 午後2時から2時30分まで

(3) 開催場所

動物愛護管理センター獣魂碑前

(4) 次 第

- ・ 開会の辞
- ・ あいさつ (動物愛護管理センター所長)
- ・ 黙とう
- ・ 慰霊の辞 (健康福祉部副部長)
- ・ 献花
- ・ 閉会の辞 (動物愛護管理センター所長)

(5) 参列者

37名

## 2 動物ふれあい教室

生活衛生課動物愛護管理担当が実施主体となり、平成2年度から開催している。

### (1) 目的

府内の園児等を対象として、身近な動物である犬等とふれあう機会を設けることにより動物の習性、行動等の知識普及を図るとともに、適正な動物の取扱い及び動物愛護意識を育てることを目的とする。

### (2) 開催内容

ア 始まりのあいさつ

イ イラストによる動物あてクイズ及びイラストパネルによる使役犬の紹介

ウ 聴診器及び心音器による小型犬の心臓音聞き取り体験

聴診器及び心音器を使用し、小型犬・ウサギの心臓音を視覚及び聴覚により実感させ、生命尊重の意識が育つよう体験させる。

エ 犬及び小動物と接する時の注意

成犬（コンパニオンドッグ）、小型犬、ウサギ、モルモット等を使い、接し方及び扱い方の注意事項を説明する。

オ 動物とのふれあい広場

サークル等を設置し、成犬（コンパニオンドッグ）、小型犬、ウサギ、モルモットとのふれあいを通じて習性、行動等の知識の普及を図る。

カ 終わりのあいさつ

### (3) 開催結果（平成24年度）

開催月日	開催施設名	参加人数	管轄保健所
4月25日	本庄保育所	10	丹後
4月26日	綾部市立中筋幼児園	205	中丹東
5月15日	長岡京市立滝ノ町保育所	100	乙訓
5月30日	丹後こども園	119	丹後
5月31日	みのり保育園	29	中丹西
6月12日	精華町立いけたに保育所	80	山城南
9月4日	精華町立いけたに保育所	118	山城南
9月14日	南丹市立みやま保育所	62	南丹
9月21日	和束保育園	91	山城南
10月12日	久御山町立佐山小学校付属幼稚園	105	山城北
11月2日	亀岡市立別院保育所	22	南丹
11月16日	多賀保育園	44	山城北
合計	12施設	985	

### 3 動物愛護教室

生活衛生課動物愛護管理担当が実施主体となり、平成20年度から開催している。

#### (1) 目的

小学生低学年を対象に身近な動物である犬等の習性及び行動等並びに適正な動物の取扱い方について学ばせることにより、動物愛護意識を育て、生命の尊さを感じ取るとともに、犬等からの危害を未然に防ぐ

#### (2) 対象

小学校1年生・2年生

#### (3) 開催内容

##### ア 開 会

##### イ 犬の習性・役割についての学習

- ・人と犬が関わってきた歴史
- ・犬等動物の習性・能力について
- ・動物が人間社会で活躍する実例の紹介

##### ウ 犬との接し方の学習

- ・徘徊している犬に出会ったときの対処方法
- ・犬と親しくなるためのふれあい方法

##### エ うさぎ・モルモットの心臓音聴き取り体験

- ・心音器を使用して、視覚及び聴覚により聴き取り体験
- ・聴診器を使用して、うさぎの心音の聴き取り体験

##### オ 閉 会

## (4) 開催結果 (平成24年度)

開催月日	開催施設名	参加人数	管轄保健所
5月22日	木津川市立木津川台小学校	208	山城南
6月5日	京田辺市立普賢寺小学校	24	山城北
6月26日	舞鶴市立志楽小学校	129	中丹東
6月28日	久御山町立御牧小学校	65	山城北
7月4日	与謝野町立山田小学校	30	丹後
7月4日	京丹後市立吉野小学校	25	丹後
7月5日	京丹後市立田村小学校	15	丹後
7月10日	舞鶴市立中舞鶴小学校	47	中丹東
7月18日	舞鶴市立朝来小学校	23	中丹東
9月6日	京丹後市立大宮第一小学校	85	丹後
9月27日	福知山市立明正小学校	16	中丹西
10月3日	宇治田原町立田原小学校	41	山城北
10月4日	長岡京市立神足小学校	78	乙訓
10月10日	福知山市立美河小学校	38	中丹西
10月26日	舞鶴市立高野小学校	75	中丹東
11月8日	綾部市立物部小学校	17	中丹東
11月9日	南丹市立胡麻郷小学校	30	南丹
11月14日	福知山市立天津小学校	8	中丹西
11月22日	井手町立多賀小学校	17	山城北
11月30日	舞鶴市立岡田小学校	26	中丹東
12月5日	綾部市立志賀小学校	16	中丹東
12月11日	京田辺市立大住小学校	41	山城北
12月14日	京都府立宇治支援学校	68	山城北
12月18日	綾部市立綾部小学校	93	中丹東
1月23日	福知山市立遷喬小学校	94	中丹西
1月29日	長岡京市立第八小学校	96	乙訓
1月30日	綾部市立東綾小学校	31	中丹東
3月13日	綾部市立東綾小学校	17	中丹東
合計	28施設	1,453	

#### 4 社会福祉関係施設への動物訪問事業

生活衛生課動物愛護管理担当が実施主体となり、平成8年度から開催している。

##### (1) 目的

動物は人に癒しやうるおいを与えるものであり、社会福祉関係施設の入所者、通所者等が動物に直接ふれあう機会を設ける活動を行うことにより、精神的なケアの一助になることを目的とする。

##### (2) 開催内容

ア 主催者挨拶

イ 犬及び小動物と接する時の注意

成犬（コンパニオンドッグ）、小型犬、ウサギ、モルモット等を使い、接し方及び扱い方の注意事項を説明する。

ウ 成犬（コンパニオンドッグ）とのふれあい

エ 小動物とのふれあい

小型犬、ウサギ、モルモットを生活衛生課動物愛護管理担当及びセンターの職員が、施設の入所者等の膝の上に預けたり、又は、サークル内で直接ふれあう。

オ 終わりのあいさつ

##### (3) 開催結果（平成24年度）

開催月日	開催施設名	参加人数	管轄保健所
5月8日	介護老人保健施設 さくら苑	130	中丹西
6月19日	城陽市社会福祉協議会 西部デイサービスセンター	30	山城北
7月13日	介護老人保健施設 綾部さくらホーム	50	中丹東
合計	3施設	210	

## ▶ 動物飼養管理

### 1 負傷動物の搬入状況（平成24年度）

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項に基づき、保健所から当所に搬入された負傷動物に対し応急措置を行った。

保健所	犬	猫
乙訓	1	16
山城北	3	39
山城南	0	2
南丹	0	3
中丹西	0	10
中丹東	0	23
丹後	1	14
合計	5	107

### 2 当所で飼養している動物の種類及び頭数

当所では、譲渡する犬・猫以外に事業で使用する動物を飼養している。

動物の種類	頭数
成犬（しつけモデル犬）	1
成犬：小型犬（ふれあい訪問事業用）	9
子犬	0
成猫（室内飼育モデル猫）	0
ウサギ	10
モルモット	10～20

## ▶ 人と動物の共通感染症予防体制整備事業

### 1 動物感染症サーベイランス事業

獣医療機関（17施設：京都市内、山城地区、乙訓地区、南丹地区、中丹地区、丹後地区の6地区から選出）及び当所から、毎月ごとの動物の感染症発生情報を集計するとともに、必要に応じて会議を開催して、情報分析や流行予測等を行う。

### 2 疫学調査

動物由来感染症の人への感染予防体制整備の一助とするため、当所に搬入された犬のサルモネラ属菌及びカンピロバクター属菌について22検体、並びに、レプトスピラ属菌20検体の感染状況調査を実施したが、いずれの検体からも菌は検出されなかった。

▶ その他

1 当所への来所者数（平成24年度）

月	男性	女性	子供	合計
4	75	85	15	175
5	122	87	9	218
6	101	102	10	213
7	50	48	22	120
8	86	90	47	223
9	59	66	6	131
10	71	79	8	158
11	52	71	11	134
12	60	57	15	132
1	34	25	12	71
2	48	49	3	100
3	66	76	18	160
合計	824	835	176	1,835

## 〈關 連 資 料〉



# 1 登録・狂犬病予防注射状況

## (1) 狂犬病予防に関する年報(平成24年度)

保健所	新規登録頭数	狂犬病予防注射頭数	捕獲・引取										
			引取頭数	譲渡頭数	捕頭数	獲獲数	捕獲の				内	記	返還頭数
							針	金	箱	薬			
乙訓保健所	446	4,652	4	1	5							5	3
山城北保健所	1,599	15,170	78	3	34	16	6			7		5	21
山城南保健所	528	3,942	21	1	19		7					12	16
南丹保健所	582	5,473	93		42		24			1		17	11
中丹西保健所	268	3,530	5	1	20	8				1		11	9
中丹東保健所	376	4,634	44	4	18	7	1					10	6
丹後保健所	366	3,450	16	1	11		1			2		8	9
計	4,165	40,851	261	11	149	31	39			11		68	75
平成19年度	5,202	40,310	623	1	239	83	69		13	3		71	61
平成20年度	4,742	40,525	293	20	248	96	35		20	4		93	104
平成21年度	4,483	40,773	300	58	253	88	71		3	6		85	70
平成22年度	4,568	41,179	265	56	282	62	95		17	2		106	86
平成23年度	4,509	41,335	223	57	159	62	45		2	1		49	81
平成24年度	4,165	40,851	261	11	149	31	39			11		68	75

(2) 年度別登録(累計)・狂犬病予防注射頭数

保健所	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	登録頭数	注射頭数										
乙訓保健所	8,436	4,345	8,554	4,544	7,223	4,669	6,985	4,653	6,857	4,720	6,803	4,652
山城北保健所	23,870	14,365	24,923	14,585	25,117	14,627	24,189	14,883	24,279	15,155	24,077	15,170
山城南保健所	7,662	3,899	7,733	3,978	8,041	4,036	8,329	4,144	7,357	4,072	7,636	3,942
南丹保健所	11,851	5,584	11,738	5,517	11,442	5,738	10,845	5,862	10,770	5,665	10,826	5,473
中丹西保健所	4,480	3,754	4,480	3,779	4,436	3,656	4,406	3,643	4,428	3,614	4,377	3,530
中丹東保健所	6,655	4,760	6,742	4,647	6,230	4,610	5,715	4,667	5,680	4,717	5,549	4,634
丹後保健所	4,881	3,603	4,938	3,475	4,972	3,437	4,957	3,327	4,932	3,392	4,874	3,450
計	67,835	40,310	69,108	40,525	67,461	40,773	65,426	41,179	64,303	41,335	64,142	40,851

## 2 犬による苦情相談等の状況

### (1) 保健所別苦情処理の状況

保健所	19年度			20年度			21年度			22年度			23年度			24年度		
	飼い犬	野犬	計	飼い犬	野犬	計	飼い犬	野犬	計	飼い犬	野犬	計	飼い犬	野犬	計	飼い犬	野犬	計
乙訓保健所	36	10	46	49	6	55	13	10	23	18	5	23	18	3	21	32	1	33
山城北保健所	130	31	161	154	4	158	140	69	209	133	12	145	129	21	150	124	22	146
山城南保健所	40	25	65	32	17	49	46	25	71	35	9	44	33	20	53	28	8	36
南丹保健所	70	36	106	69	21	90	116	18	134	42	29	71	24	23	47	48	24	72
中丹西保健所	58	7	65	15	15	30	48	6	54	38	4	42	35	3	38	30	8	38
中丹東保健所	6	12	18	61	4	65	34	31	65	19	7	26	41	9	50	28	3	31
丹後保健所	23	10	33	9	16	25	11	8	19	6	4	10	11	3	14	12	3	15
計	363	131	494	389	83	472	408	167	575	291	70	361	291	82	373	302	69	371

## (2) 内容別苦情処理の状況

保健所	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		計					
	飼い犬	野犬																
捕獲して欲しい	73	106	179	111	66	177	95	84	179	57	51	108	44	61	105	52	43	95
捕獲犬の引取り	38	20	58	41	23	64	39	79	118	46	15	61	19	8	27	31	15	46
係留して欲しい	61		61	56		56	52		52	31		31	42		42	35		35
糞便等の放置	43		43	37		37	37		37	39		39	38		38	27		27
鳴き声がうるさい	56		56	53		53	94		94	38		38	70		70	79		79
犬舎の管理が悪い	11		11	7		7	16		16	11		11	8		8	7		7
人を襲う	33	1	34	22		22	34	2	36	29	2	31	18	3	21	22	6	28
虐待している										8		8	2		2	5		5
田畑等を荒らす		1	1	3		3	1		1	1		1	4		4		2	2
その他	48	3	51	48	5	53	40	2	42	31	2	33	46	10	56	29	3	32
計	363	131	494	378	94	472	408	167	575	291	70	361	291	82	373	287	69	356

### (3) 保健所別咬傷犬の検診状況

保健所	19年度			20年度			21年度			22年度			23年度			24年度		
	飼い犬	野犬	計															
乙訓保健所	2		2	8		8	2		2	3		3	1		1	1		1
山城北保健所	12	2	14	5		5	19	1	19	24	1	25	19		19	8		8
山城南保健所	4		4	4		4	3		3	3		3	1	3	4	5		5
南丹保健所	7		7	5		5	4		4	6		6	9		9	6		6
中丹西保健所	7		7	5		5	5	1	6	1		1	2		2	6	1	7
中丹東保健所	4		4	6		6	3	1	4	2		2	5		5	6		6
丹後保健所	8		8	3		3	5		5	4		4	3		3	7		7
計	44	2	46	36		36	41	2	43	43	1	44	40	3	43	39	1	40

# 「京都府動物愛護管理推進計画」（概要）

## 1 計画の趣旨・基本視点

○趣 旨：府民一人ひとりが動物愛護についての理解を深め、動物が府民に広く受け入れられる社会の実現を目指す。

- 基本視点：① 府民の動物愛護・管理に関する活動の盛り上げ  
② 関係者間の協働関係の構築  
③ 施策の実行を支える基盤の整備

## 2 計画期間

10年間（平成20～29年度） ※5年後を目途（平成25年度）に見直し

## 3 計画の重点施策

### ① 所有者責任の徹底

- ◇犬の登録・狂犬病予防注射の実施率の向上対策
- ◇正しい飼養方法の普及（鑑札・マイクロチップ等の装着促進、不妊去勢手術の普及 等）

### ② 動物取扱業等に対する社会的責任の徹底

- ◇計画的な立入指導の実施（飼養方法や犬の登録義務等についての事前説明の徹底 等）
- ◇産業動物や実験動物の飼養基準遵守の指導

### ③ 人と動物のよりよい関係づくりの推進

- ◇幼い頃からの動物愛護教育（「動物ふれあい教室」 等）
- ◇ボランティア等自主的な取組の促進（ボランティアとの連携、活動の支援 等）

### ④ 捕獲動物等の返還・譲渡の推進

- ◇返還・譲渡の情報提供、負傷動物の治療充実（京都府獣医師会と連携）

### ⑤ 府民と動物の安全の確保

- ◇「狂犬病対応マニュアル」による訓練、舞鶴港での不法上陸犬監視 等
- ◇災害時等を想定した「動物救護マニュアル」の作成、模擬訓練等の実施

## 4 計画の数値目標

指 標	方 向	数 値 指 標	平成18年度
犬・猫の引取数	減 少	3,500頭 (50%減)	7,018頭
犬・猫等の苦情数	減 少	2,600件 (35%減)	4,138件
引取犬の譲渡割合	増 加	35%	24%
引取猫の譲渡割合	増 加	1.0%	0.1%
狂犬病予防注射実施率	増 加	100%	65.1%

# 犬・猫の引取りが 有料になります

- ① 実施年月日 平成21年7月1日から
- ② 引取り場所等 指定された日時、場所(市町村・府保健所)  
※事前にお問い合わせください。
- ③ 引取り手数料
- |                         |                              |
|-------------------------|------------------------------|
| 生後91日以上の犬・猫<br>1頭(匹)につき | 生後90日以内の犬・猫<br>10頭(匹)までごとにつき |
| <b>2,000円</b>           | <b>2,000円</b>                |
- ④ 引取りに関する  
問い合わせ先 京都府生活衛生課 ☎075-414-4763

- ペットも大切な家族の一員です。  
飼い主はペットの習性をよく理解し、愛情をもって終生適正に飼いましょう。
- どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。
- ペットの数が増え過ぎて、困らないよう、  
繁殖を望まない場合は不妊・去勢手術等の繁殖制限を行いましょう。
- 飼えなくなった動物を捨てないでください。  
動物の遺棄・虐待は犯罪です。
  - 愛護動物を遺棄した場合は50万円以下の罰金
  - 愛護動物を殺傷(虐待)した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)



京都府健康福祉部生活衛生課



## 近畿府県市の動物愛護関係事業所一覧

府 県 市	事 業 所 名 及 び 所 在 地	TEL / FAX
滋 賀 県	滋賀県動物保護管理センター 〒520-3252 滋賀県湖南市岩根136-98	0748-75-1911 0748-75-4450
京 都 府	京都府動物愛護管理センター 〒610-1106 京都市西京区大枝沓掛町24-5	075-331-1833 075-331-1899
大 阪 府	大阪府犬管理指導所 〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3-62	06-6981-1050 06-6981-1033
兵 庫 県	兵庫県動物愛護センター 〒661-0047 兵庫県尼崎市西昆陽4丁目1-1	06-6432-4599 06-6434-2399
奈 良 県	奈良県桜井保健所動物愛護センター 〒633-2112 奈良県宇陀市大宇陀区小附89	0745-83-2631 0745-83-2573
和 歌 山 県	和歌山県動物愛護センター 〒640-1251 和歌山県海草郡紀美野町国木原372	073-489-6500 073-489-6504
京 都 市	京都市家庭動物相談所 〒601-8103 京都市南区上烏羽仏現寺町45	075-671-0336 075-671-0338
大 阪 市	大阪市動物管理センター 〒559-0021 大阪市住之江区柴谷2丁目5-74	06-6685-3700 06-6686-4507
神 戸 市	神戸市動物管理センター 〒651-1102 神戸市北区山田町下谷上字中一里山14-1	078-741-8111 078-741-8035
奈 良 市	奈良市保健所生活衛生課 〒630-8122 奈良市三条本町13番1号	0742-93-8395 0742-34-2485
堺 市	堺市動物指導センター 〒590-0013 堺市堺区東雲西町1丁目8-17	072-228-0168 072-228-8156
東 大 阪 市	東大阪市動物指導センター 〒578-0921 東大阪市水走3丁目12-32	072-963-6211 072-963-1644
姫 路 市	姫路市保健所動物管理センター 〒670-0821 姫路市東郷町1451-3	079-281-9741 079-281-9841
尼 崎 市	尼崎市動物愛護センター 〒661-0047 尼崎市西昆陽4丁目1-1	06-6434-2233 06-6434-2293
西 宮 市	西宮市健康福祉局保健所 生活環境課動物愛護チーム (西宮市動物管理センター) 〒663-8142 西宮市鳴尾浜2丁目1-4	0798-81-1220 0798-81-1210
和 歌 山 市	和歌山市保健所生活保健課動物保健班 〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2-15	073-433-2261 073-431-9980
高 槻 市	高槻市保健所保健衛生課 〒569-0052 大阪府高槻市城東町5-7	072-661-9331 072-661-1800
大 津 市	大津市動物愛護センター 〒520-0246 大津市仰木の里1丁目24-2	077-574-4601 073-574-4550
豊 中 市	豊中市保健所衛生管理課食品衛生グループ 〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚4丁目11-1	06-6152-7320 06-6152-7328

## 京都府の保健所一覧

保 健 所	住 所	電 話
乙 訓 保 健 所	〒617-0006 向日市上植野町馬立 8	075-933-1241
山 城 北 保 健 所	〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6	0774-21-2912
山 城 南 保 健 所	〒619-0214 木津川市木津上戸 1 8	0774-72-4302
南 丹 保 健 所	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 2 1	0771-62-4754
中 丹 西 保 健 所	〒620-0055 福知山市篠尾新町 1 丁 目 9 1	0773-22-6382
中 丹 東 保 健 所	〒624-0906 舞鶴市倉谷村西 1 4 9 9	0773-75-1156
丹 後 保 健 所	〒627-0011 京丹後市峰山町丹波 8 5 5	0772-62-1361

## 平成25年度 事業概要

平成25年8月発行

〒610-1106

京都市西京区大枝沓掛町24-5

京都府動物愛護管理センター

TEL: (075) 331-1833

FAX: (075) 331-1899

## 京都市の動物愛護に係る事業の概要、実績等

### 1 犬の收容頭数

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
收容頭数		253	217	239	161	209	205
内 訳	放棄頭数	126	132	141	75	109	112※
	内 成犬	122	129	131	71	105	94
	訳 子犬	4	3	10	4	4	18
	所有者不明	127	85	98	86	100	93
	内 成犬	119	77	94	86	88	80
訳 子犬	8	8	4	0	12	13	

(※下鴨地域の多頭飼育者による成犬25頭, 子犬12頭放棄事例あり)

### 2 猫の收容頭数

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
收容頭数		1,887	1,877	1,776	1,648	1,423	1,048
内 訳	放棄頭数	533	329	251	306	173	92
	内 成猫	149	182	126	149	83	29
	訳 子猫	384	147	125	157	90	63
	所有者不明	1,354	1,548	1,525	1,342	1,250	956
	内 成猫	72	99	108	81	80	61
訳 子猫	1,282	1,449	1,417	1,261	1,170	895	

### 3 犬猫の殺処分数(收容中死亡数除く)について

本市では、これまでから、動物愛護団体等との連携により、家庭動物相談所で引き取った動物の積極的な譲渡を推進し、直近5年間で、犬猫の殺処分数を2分の1にまで減少させてきた。

犬猫の殺処分数(直近5年間)の減少

○犬 : 122頭(H21) → 24頭(H25)【約80%減】

○猫 : 1,746頭(H21) → 938頭(H25)【約46%減】

●合計 : 1,868頭(H21) → 962頭(H25)【約49%減】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
犬	150	122	76	24	37	24
猫	1,823	1,746	1,617	1,511	1,218	938

#### 4 犬・猫の譲渡実績

平成25年度からは、犬猫を一時的に預かり、新しい飼い主を探す「譲渡ボランティア制度」を創設し、譲渡頭数の増加につなげている。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
犬	46	54	54	113	93	107	134
猫	0	6	41	80	41	55	48

#### 5 「京都市まちなこ活動支援事業」に係る実績

野良猫の繁殖を防ぎ、頭数を減少させることで、鳴き声による騒音やふん尿被害の防止など、地域における生活環境の保全を図ることを目的として、平成22年度から、実施している。

具体的には、地域の野良猫の問題について、住民の合意・協力及び町内会の承諾のもと、地域住民が主体となって取り組み、地域のルールに基づいて猫のエサやり・トイレの設置・繁殖制限などの管理をし、「まちなこ」として一代限り地域で適正に管理・飼養する活動である。

まちなこ活動の中で大きな費用負担となる猫の避妊・去勢手術については、公益社団法人京都市獣医師会の協力のもと、京都市において無償で手術を実施し、手術後は「まちなこ」として地域で飼養していただいている。

	22年度	23年度	24年度	25年度	(合計)
手術頭数	94	129	150	210	583
オス	41	50	56	107	254
メス	53	79	94	103	329
地域数(累計)	19	46	64	90	

#### 6 ボランティアとの協働事業

##### (1) 犬猫の譲渡事業

平成22年度より、本格的に(公社)日本愛玩動物協会京都府支部との協働で、「犬猫の譲渡事業」を積極的に展開している。

また、収容犬のトリミングについて、動物取扱業者(トリマー)、さらには、昨年度からは「京都動物専門学校」の学生に実施していただくことで、より一層、譲渡事業を活性化し、殺処分頭数の削減に努めている。

##### (2) きょうとアニラブクラス(校数:8校,回数:13回,約900名)

小・中学校にて、京都市動物愛護推進員(NPO法人アンビシャス及び(公社)京都市獣医師会推薦者)等との協働で動物愛護精神に係る情操教育を実施した。

##### 【実績詳細】

京都市立太秦中学校

実施日時:平成25年6月5日

参加者:約200名(1年生)

京都市立南太秦小学校

実施日時:平成25年6月7日【6年生】、6月14日【2年生】、

11月20日【3年生】，12月6日【5年生】

参加者：61名【6年生】，38名【2年生】，  
64名【3年生】，61名【5年生】

京都市立正親小学校

実施日時：平成25年6月18日

参加者：59名（1，2年生）

京都市立第三錦林小学校

実施日時：平成25年9月24日【2年生】，10月18日【1年生】

参加者：約40名【2年生】，約40名【1年生】

京都市立朱雀第三小学校

実施日時：平成25年10月3日

参加者：約60名【4年生】

京都市立葛野小学校

実施日時：平成25年10月28日

参加者：81名【1年生】

京都市立桃陽総合支援学校

実施日時：平成25年11月13日

参加者：約30名【全学年】

京都市立久我ノ杜小学校

実施日時：平成25年11月29日

参加者：132名【3年生】

### (3) 京都動物愛護センター（仮称）ボランティア募集・養成について

募集期間

平成25年9月2日（月）～平成25年10月18日（金）

募集人数

約30名

応募人数

115名

養成講座受講者数

39名

養成講座

	開催日時	会場	内容	講師
第1回	12月23日 (月・祝)	下京 区役所	13:00-16:00 オリエンテーション (内容) 職員や受講者同士の交流を深めるためのオリエンテーションを行う。 (内容) 京都動物愛護センター（仮称）の機能や役割，京都の動物愛護に係る現状等について学習する。	川島憲志さん 大滝あやさん 岩木啓子さん 市保健医療課 府生活衛生課

第2回	1月13日 (月・祝)	下京 区役所	<b>13:00—16:00 ボランティア活動について</b> (内容) ボランティアスタッフの役割・活動内容について	岩木啓子さん
第3回	1月26日 (日)	下京 区役所	<b>13:00—16:00 グループ活動について</b> (内容) センターでボランティア活動を行ううえで必要なグループ 学習・活動等のノウハウについて	川島憲志さん 大滝あやさん
第4回	2月2日 (日)	京都 高齢者 会館	<b>13:00—14:00 動物行動学について</b> (内容) 動物行動学 (犬猫の習性など) について	動物行動学の 専門家 (山本央子さん)
		京都 高齢者 会館	受講者を2班 (A班、B班) に分けて講義、実 地研修を行う。 <b>◇動物に係る疾患等について</b> <b>14:00—15:00 (A班)</b> <b>15:00—16:00 (B班)</b> (内容) 収容中の動物をより適切に管理できるよう、犬や猫がかか る疾患についての特徴等について学習する。	京都府動物管理 センター
		京都市 家庭動物 相談所	<b>◇実地研修 (家庭動物相談所)</b> <b>14:00—15:00 (B班)</b> <b>15:00—16:00 (A班)</b> (内容) 京都市家庭動物相談所において、実施している事業内容等 の理解し、犬舎及び猫舎などについて見学する。	京都市家庭動物相 談所職員
第5回	2月22日 (土)	下京 区役所	<b>13:00—16:00 教育啓発について</b> (内容) 動物愛護ボランティアの具体的な内容 (教育啓発活動) について学習する。	川島憲志さん 大滝あやさん 岩木啓子さん
第6回 (終日)	3月8日 (土)	神戸市 動物管理 センター	<b>9:00—17:00施設見学 (神戸市動物管理センター)</b> (内容) ボランティアスタッフと職員の連携による事業 や施設の維持管理状況等を見学する。	神戸市動物管理セ ンター職員
第7回	3月21日 (祝)	京都府 公館	<b>13:00—17:00 ふりかえりの会</b> (内容) これまでの講座内容を振り返ったうえで、「みんなでどん なセンターにしていきたいか」などについて考え、第一期 ボランティアスタッフの全体目標を設定するなど、今後の 活動に向けてのやる気を高める。また、ボランティアスタ ッフとしての登録手続きを行う。	市保健医療課 府生活衛生課

## 7 府市共同事業

### (1) 動物愛護週間行事

事業名	「Kyoto-Ani-Love Festival」 (京都動物愛護フェスティバル)	「動物感謝デー in KYOTO」	「動物愛護週間事業」
開催日	平成 25 年 9 月 22 日 (日) 午前 11 時～午後 5 時	平成 25 年 9 月 16 日 (月) 午前 10 時 30 分～午後 3 時 30 分	平成 25 年 9 月 18 日(水) ～23 日 (月)
場所	新風館 Re-Cue Hall 及び中庭	みやこめっせ	京都市動物園
主催	京都府, 京都市	公益社団法人 京都府獣医師会 (共催: 京都府、京都市)	公益社団法人 京都市獣医師会 (共催: 京都府、京都市)
内容	・長寿犬認定式 ・ワーキングドッグの紹介 ・「京都動物愛護センター(仮称)」の愛称・ キャラクター発表及び授賞式 ・トークショー ・ペットの飼い方相談会	・人と動物・家畜の健康講演会 ・獣医師さんの仕事紹介 ・動物愛護功労者表彰 ・動物愛護写真コンクール表彰式 ・動物診療・1 日獣医さん 体験	・パネル展(9/18～9/23) 以下、全て 9/22 実施 ・どうぶつサーキットクイズ ・なんでも動物相談室 ・動物標語表彰式 ・どうぶつ映画会
その他	参加者数: 9,000 人 (H24: 8,000 人)	・参加者数: 300 人 (H24: 700 人) ・功労者, 写真コンクール 表彰式は荒天のため中止	参加者数: 約 29,000 人 (H24: 約 13,000 人)

### (2) 動物愛護写真コンクール (府市共同実施)

テーマ

「人と動物とのふれあい」

(人と動物(哺乳類, 鳥類及び爬虫類のペットに限る)との愛情あふれた作品)

募集期間

平成 25 年 7 月 1 日 (月) から 7 月 31 日 (水) まで

応募作品

1 2 3 点

### (3) 京都動物愛護センター(仮称) 関連

○ 京都動物愛護センター(仮称)の愛称及びマスコットキャラクターの公募

募集期間

平成 25 年 7 月 1 日～7 月 30 日

応募件数

愛称 180 件, マスコットキャラクター 155 件

愛称

「動物愛ランド・京都」

キャラクター



京(きょう)ちゃん

都(みやこ)ちゃん



僕達にすてきな  
名前を付けてね!

担当：保健衛生推進室保健医療課  
電話： 222-3429

## 京都動物愛護センター（仮称）の愛称及びマスコットキャラクターの決定等について

京都市、京都府では、京都動物愛護センター（仮称）の愛称及びマスコットキャラクターを募集したところ、全国各地から多数の御応募をいただきました。

この度、これらの作品について厳正な審査を行い、愛称及びマスコットキャラクターを決定しました。

また、マスコットキャラクターの愛称を募集しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 愛称及びマスコットキャラクターについて

##### (1) 愛称について（応募総数：180件）

作品	作品の説明
動物愛ランド・京都 【どうぶつあいランド・きょうと】	京都に出来る動物（動物）への愛情（愛）を育む場所（ランド） (吉田 英昭[よしだ ひであき] 様 男性 京都市西京区在住) ※表彰者応募作品「京・動物愛ランド」について、より分かりやすくしたうえで、愛称とします。

##### (2) マスコットキャラクターについて（応募総数：155件）

作品	作品の説明
	親しみのあるどこにでもいそうな愛らしい雑種と黒猫です。お腹には愛護をイメージしたハートマークの模様と助け合うという意味合いで互いに手を繋いでいます。 (砂川 沙羅[すながわ さら] 様 女性 京都市中京区在住)

##### (3) 表彰式について

愛称及びマスコットキャラクターの受賞者への表彰式を以下のとおり開催します。

1 日 時：平成25年9月22日（日）午前11時5分～

2 場 所：新風館（中京区烏丸通姉小路下る場之町 586-2）

※当日開催のイベント「Kyoto-ani-love festival ～京都動物愛護フェスティバル～」において表彰式を行います。

※表彰式には、門川京都市長及び山下京都府副知事が出席し、賞状を交付する予定です。

## 2 マスコットキャラクターの愛称募集について

### (1) 募集期間

平成25年9月22日(日)～10月31日(木)

### (2) 応募資格

どなたでも応募できます。

### (3) 募集内容(詳細は別紙のちらしのとおり)

※左の犬, 右の猫それぞれに愛称をつけてください。コンビ名も大歓迎です。

## 3 表彰

最優秀作品(採用作品): 1点(賞金1万円)

入賞作品: 2点(賞金5千円)

## 4 応募・お問い合わせ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

電話 075-222-3429 FAX 075-222-3416

電子メール: [hokeniryoushou@city.kyoto.jp](mailto:hokeniryoushou@city.kyoto.jp)

〒602-8570 京都市上京区下立売通西入藪ノ内町

京都府健康福祉部生活衛生課

電話 075-414-4763 FAX 075-414-4780

電子メール: [seikatsu@pref.kyoto.lg.jp](mailto:seikatsu@pref.kyoto.lg.jp)

(広報資料)

平成26年3月28日

いつでもどこでも  
インターネットを通じて  
手続きができます！！



保健福祉局  
保健衛生推進室保健医療課  
電話 222-3429

## 「京都市動物愛護事業推進基金」(通称：京都市人と動物が共生できるまちづくり基金)に係る クレジットカード納付の受付開始について

本市では、京都動物愛護センター(仮称)について、府市民や事業者の皆様からの御理解と御支援のもと、皆様に愛着を持っていただける施設となることを目指し、「京都市動物愛護事業推進基金」(通称：京都市人と動物が共生できるまちづくり基金)を平成24年4月から募集しています。

この度、本市の動物愛護行政を御支援いただける方々の利便性を向上させるため、インターネットを通じたクレジットカード決済による寄付の受付を開始しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 受付開始日

平成26年4月1日(火)

#### 2 申込方法

京都市保健医療課のホームページ内のクレジットカード寄付専用ページ

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000147255.html>)

からお手続きをお願いします(本ページは4月1日からの開設となります)。

※対応カード：JCB, VISA, MasterCard

#### 3 寄付金額等について

寄付金額については、上限及び下限ともに設定しません。

※一口〇〇円という設定は行いません。いくらからでもお申し込みいただけます。

#### 4 寄付金の主な用途

##### (1)「京都市動物愛護センター(仮称)」の整備

本市では、府市協調により、以下の機能を有した動物愛護の拠点施設となる「京都市動物愛護センター(仮称)」の整備を予定しています(平成27年度に開所予定)。

- ドッグランやふれあい広場などの整備
- 災害時における動物の保護と収容、被災動物のための救援物資の保管及び配布
- 夜間動物救急診療所の開設(獣医師会との連携)
- 「犬猫のしつけ」に関する学習会の開催、「飼い方相談」窓口の設置
- 収容動物の健康状態等に配慮した適切な管理、収容動物の譲渡の推進
- 動物に関する幅広い情報発信(生活に密着した鳥獣等の対策、動物由来感染症など)

## (2) その他の動物愛護事業

本市が実施する様々な動物愛護事業に活用させていただきます。

## 5 公表

寄付者の同意を得られた場合、市ホームページにおいて以下の事項について公表します。

- (1) 住所（団体の場合、事業所の所在地）
- (2) 氏名（団体の場合、団体名と代表者名）
- (3) 寄付金額

## 6 その他

### (1) 税額控除について

本基金への寄付金については、所得税法、地方税法の規定により、確定申告等により、一定の限度まで所得税及び個人住民税から控除されます。また、法人税法の規定により、損金算入することができます。

### (2) 他の寄付方法について

ア 納付書付き募集リーフレットによる寄付

各区役所・支所等にて配架している募集リーフレットに必要事項を記入いただき、指定の金融機関にて寄付金をお振込みいただけます。

イ ホームページ（専用入力フォーム）を通じた寄付

京都市保健医療課ホームページの本寄付専用入力フォームから寄付をお申し出いただけます。

## 7 お問い合わせ・申込先

〒604-8571

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 動物愛護担当

TEL 075-222-3429

FAX 075-222-3416

電子メールアドレス hokeniryu@city.kyoto.jp

広 報 資 料  
(府同時)

たくさんの御応募  
ありがとうございました  
ました！！

平成26年4月30日  
保 健 福 祉 局

担当：保健衛生推進室保健医療課  
電話： 222-3429



## 京都動物愛護センター（仮称）のマスコットキャラクターの愛称について

この度、京都動物愛護センター（仮称）に係るマスコットキャラクターの愛称を募集したところ、全国各地から多数の御応募をいただきました。

これらの作品について厳正な審査を行い、マスコットキャラクターの愛称について、下記のとおり決定したことをお知らせします。

### 記

#### 1 マスコットキャラクターの愛称



京（きょう）ちゃん

都（みやこ）ちゃん

#### （作品の応募者）

井上 征爾（いのうえ せいじ）様 8歳  
[京都市伏見区在住]

#### （作品の説明）

京都なので覚えやすいから

#### 2 募集期間など

##### （1）募集期間

平成25年9月22日（日）～10月31日（木）

##### （2）応募総数

217件

##### （3）賞金

最優秀作品（採用作品）：1点（賞金1万円）

入賞作品：2点（賞金5千円）

## 「京都動物愛護センター（仮称）」の概要

### 1 経過

- 「京都動物愛護センター（仮称）」（以下「センター」という。）は、全国初となる府市協調により整備・運営される動物愛護センターとして、府市民、動物愛護団体、学識者及び行政等が連携し、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」を実現するための拠点施設である。
- センターの整備に当たっては、平成23年5月に、獣医師会、動物愛護団体等の代表者及び府市で構成する「京都市動物愛護センター（仮称）構想検討委員会」を設置し、同委員会での討議（計4回）やパブリックコメントを経て、同年12月にセンターに必要な役割や機能について掲げた「京都市動物愛護センター（仮称）構想」をとりまとめました。  
なお、パブリックコメントには、全国1,744名の方から4,198件もの御意見を頂戴しました。これは、京都市で実施したパブリックコメントにおいて、二番目に多い意見数であり、皆様の動物愛護に係る関心の高さが伺えた。
- この構想をもとに、平成25年度には、センターの基本設計や地質調査及び測量等の業務を完了し、以降、センターの建物部分やドッグランや動物ふれあい広場を含む公園部分の整備に係る詳細な設計業務を鋭意進めてきた。
- また、平成24年4月には、センターについて、府市民や事業者の皆様からの御理解と御支援のもと、皆様に愛着を持っていただける施設となることを目指し、「京都市動物愛護事業推進基金」（通称：京都市人と動物が共生できるまちづくり基金）」の募集を開始した。
- 現在、平成27年4月のセンターの開所に向けて、平成26年1月から公園部分の整備工事に着手するとともに、建物部分の整備工事についても本年7月から着工する予定である。

### 2 施設概要

#### (1) 整備計画地

京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地他（上鳥羽公園内）

（付近見取図）



## (2) 全体概要

施設の区分	面積 (㎡)	概要
センター本棟 (二棟型)	約 1,180 ㎡	動物棟[約 710 ㎡] 犬舎, 猫舎, 動物診療施設など
		事務棟[約 470 ㎡] ボランティア活動スペース, 事務室など
付帯施設	約 4,000 ㎡	ドッグラン (3,000 ㎡) 動物ふれあい広場 (1,000 ㎡)
駐輪場	約 300 ㎡	来場者用の駐輪場 (80 台)
その他 (公園部分)	約 4,520 ㎡	災害時の動物救護等に使用する。
小計	約 10,000 ㎡	

※ センター来場者用の駐車場 (約 2,200 ㎡) について, 上鳥羽公園北側用地に別途, 設置

## (3) 設備概要

基本コンセプト	必要な機能	主な設備	面積
動物を通じて命の 大切さを感じる場	動物を適切に収容する 機能	犬舎	250 ㎡
		猫舎	90 ㎡
		動物診療施設	100 ㎡
	動物とふれあい命の大 切さを学ぶ施設	動物ふれあい広場	1,000 ㎡
		トリミングルーム	20 ㎡
		ふれあい室	30 ㎡
災害時対策機能	災害緊急用倉庫	40 ㎡	
人と動物の正しい 関わり方を学ぶ場	ドッグランの設置	ドッグラン	3,000 ㎡
人づくり・環境づ くりを通じて, 人 と動物の共生を推 進する場	適正な飼い方等の啓発 (動物に関する幅広い 情報発信)	エントランスホール (展示スペース, 相談コ ーナー)	80 ㎡
	動物愛護ボランティア との共汗	ボランティア活動 スペース	30 ㎡
	交流の場の提供	会議室	90 ㎡
			200 ㎡ <sup>※</sup>

※ エントランスホール, ボランティアスペース及び会議室についてはパーティションを移動させることにより, 一体的な空間として活用することが可能

## 3 愛称及びマスコットキャラクターの募集・決定

センターが, 府市民の皆様に愛され, 親しみを持っていただける施設とするため, センターの愛称及びマスコットキャラクターの募集を行った。

<実績>

- 募集期間  
平成25年7月1日(月)～7月31日(水)
- 応募総数  
愛称: 180件

マスコットキャラクター：155件

○ 採用作品

愛称：「動物愛ランド・京都」（どうぶつあいランド・きょうと）

マスコットキャラクター：



京（きょう）ちゃん 都（みやこ）ちゃん

#### 4 動物愛護ボランティアスタッフの養成

センターが動物愛護の拠点施設として、府市民に愛され、親しまれるものとしていくためには、行政職員のみならず、動物愛護への高い関心と意識を持つボランティアスタッフの存在が必要不可欠である。

よって、本市では、京都府との協働で、犬猫の日常の世話（飼養・清掃活動など）や動物愛護イベントのスタッフとして活動いただく、動物愛護ボランティアスタッフの募集・養成を平成25年度から実施している。

#### 【ボランティアスタッフの活動内容】

活動項目	活動内容
案内活動	ドッグランの受付，センター案内，譲渡動物の紹介 など
清掃・飼養活動	犬舎及び猫舎の清掃，給餌，散歩，グルーミング など
教育啓発活動 (センター内)	センター内で実施する啓発イベント等のスタッフ 機関誌やリーフレットの作成補助 など
災害時の救護活動	災害が発生した場合の犬猫の救護活動や各避難所への物資配給

#### 【実績】

- 現在，センターに従事するボランティアスタッフとして必要な知識を習得するため，ボランティアとしての基本的な考え方の理解を深める基礎講座（計7回），動物と正しく接するために動物行動学等を学んでいただく実践講座（計3回）を受講いただくほか，京都市家庭動物相談所において清掃活動を行う現場実習を週に一回程度実施している。

○ ボランティア登録者数

実施年度	ボランティア登録者数
平成25年度	38名
平成26年度	50名（予定）

## 5 センターのパース図

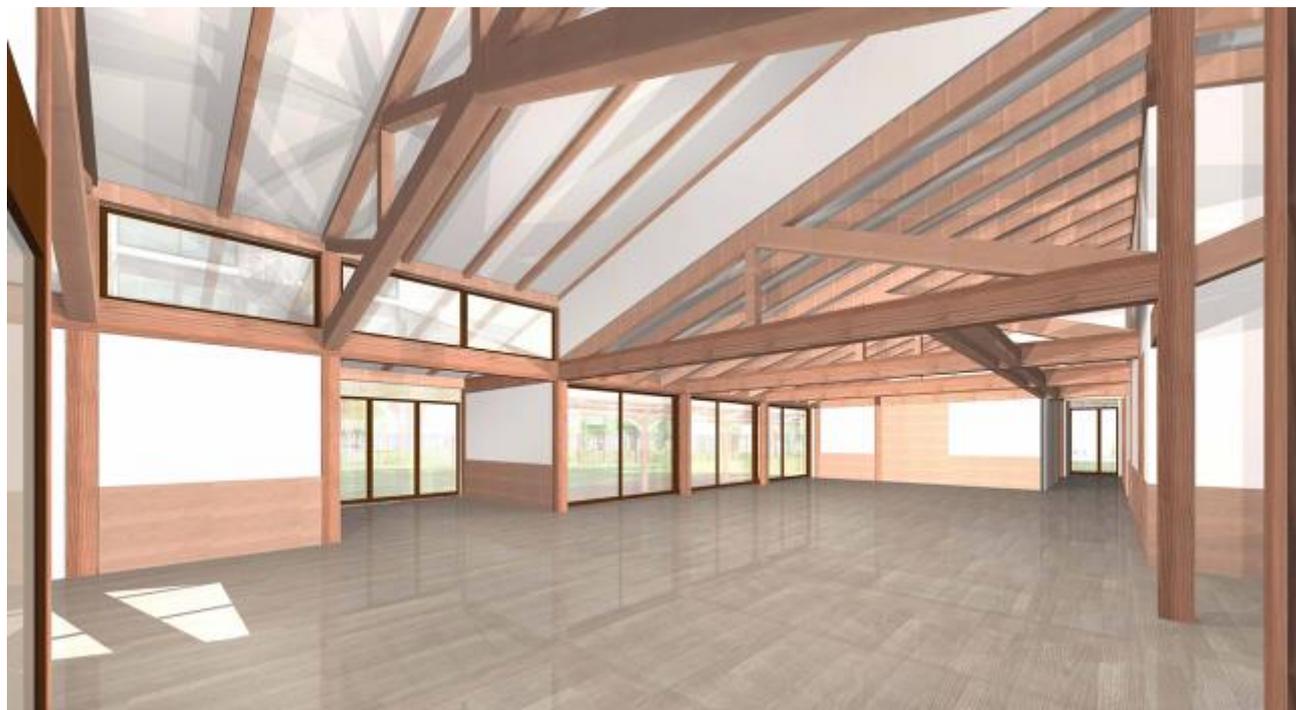
### (1) 北東建物側からドッグランの鳥瞰



### (2) 南西ドッグラン側から建物の鳥瞰



(3) 事務所棟内のエントランスから見るふれあい室と会議室



(4) 北側から見るアプローチギャラリー

